【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月27日

【事業年度】 第21期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint,inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 高橋 由彦

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

【電話番号】 03 - 6303 - 0278

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長代理 森村 慎一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

【電話番号】 03 - 6303 - 0278

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長代理 森村 慎一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2020年 3 月	2021年3月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高	(百万円)	11,229	13,217	28,753	32,789	20,487
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	1,231	2,893	8,173	1,722	1,758
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失 ()	(百万円)	5,173	2,974	6,913	3,267	1,070
包括利益	(百万円)	5,173	2,974	6,913	3,267	1,070
純資産額	(百万円)	3,870	4,322	14,114	16,826	17,969
総資産額	(百万円)	14,259	47,556	72,968	19,271	19,714
1株当たり純資産額	(円)	62.86	43.76	121.03	141.75	149.32
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失	(円)	88.66	36.86	64.05	27.32	8.98
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)		1	63.26	27.17	8.98
自己資本比率	(%)	26.8	9.0	19.3	87.3	91.1
自己資本利益率	(%)	85.9	73.3	75.2	21.1	6.2
株価収益率	(倍)		-	4.92	11.09	17.93
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,752	3,075	429	6,843	2,447
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	674	203	259	13,685	120
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	746	3,397	2,715	564	164
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	2,771	2,889	4,896	11,173	13,577
従業員数 (外、平均臨時雇用人員)	(名)	151 (1)	181 (3)	199 (8)	147 (2) ※女性式はある。	256 (43)

- (注)1.第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの、1株当た り当期純損失であるため記載しておりません。 2.第17期及び第18期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載し
 - ておりません。

 - 3.従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員数であります。 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっておりま す。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年 3 月	2024年3月
売上高	(百万円)	10,422	11,733	18,438	31,863	20,209
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	100	2,414	1,482	4,100	3,742
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	4,011	2,467	1,218	4,090	3,009
資本金	(百万円)	4,085	5,808	7,180	7,877	10
発行済株式総数	(株)	60,917,600	98,254,000	116,530,700	122,717,800	122,727,800
純資産額	(百万円)	4,695	5,654	9,752	13,287	16,370
総資産額	(百万円)	5,361	9,237	11,441	14,727	17,435
1株当たり純資産額	(円)	76.41	57.31	83.57	111.93	136.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	2.00	- (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	(円)	68.75	30.58	11.28	34.21	25.25
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	-	-	11.14	34.02	25.24
自己資本比率	(%)	86.7	60.9	85.1	90.2	93.8
自己資本利益率	(%)	64.0	48.0	15.9	35.6	20.3
株価収益率	(倍)	1	1	27.93	8.86	6.38
配当性向	(%)	1	1	1	5.8	-
従業員数 (外、平均臨時雇用人員)	(名)	95 (-)	128 (3)	154 (8)	147 (2)	125 (-)
株主総利回り (比較指標:TOPIX)	(%) (%)	30.0 (88.2)	67.7 (122.8)	104.0 (122.3)	100.7 (125.9)	53.8 (173.9)
最高株価	(円)	505	269	491	740	315
最低株価	(円)	79	68	128	206	158

- (注)1.第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの、1株当た り当期純損失であるため記載しておりません。
 - 2 . 第17期及び第18期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。第19期及び第21期の配当性向については、無配のため記載しておりません。 3 . 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員数であります。

 - 4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
 - 5.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用してお り、第19期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっておりま す。

2 【沿革】

年月	事項
2004年3月	業務用アプリケーション・ソフトウェアの開発を目的に、東京都港区西麻布において当社を設立
5月	本社を東京都港区元赤坂一丁目に移転
2006年12月	東京証券取引所マザーズ市場へ上場
2007年4月	本社を東京都千代田区二番町に移転
2009年3月	本社を東京都中央区日本橋箱崎町に移転
2011年2月	本社を東京都中央区日本橋蛎殻町に移転
2013年12月	省エネコンサルティング事業として、エネルギー管理システム「ENeSYS(エネシス)」の販売を開 始
2014年7月	本社を東京都目黒区東山に移転
10月	電力売買事業開始
12月	中古車売買事業開始
2015年12月	小売電気事業者として登録
2016年 2 月	高圧需要家への電気小売供給を開始
3月	金融関連事業として仮想通貨交換業を主な事業目的とする株式会社ビットポイント(現 株式会社ビットポイントジャパン)を設立
8月	旅行関連事業としてホテル事業開発を主な事業目的とする株式会社ジャービス(現 連結子会社) を設立
2017年8月	東京証券取引所(市場第二部)へ上場市場変更
9月	株式会社ビットポイントジャパンが仮想通貨交換業者(現 暗号資産交換業者)として登録
2018年 1 月	本社を東京都港区六本木に移転
3月	低圧需要家向け電気小売供給サービス「リミックスでんき」を開始
10月	北海道エリアでの電気小売供給を開始し、電気小売供給エリアが沖縄を除く全国へ拡大
2019年 1 月	金融関連事業として証券事業参入を主な事業目的とするスマートフィナンシャル株式会社を設立
2月	旅行関連事業としてホテル運営を主な事業目的とする株式会社アナザーを設立
8月	スマートフィナンシャル株式会社の全株式を譲渡
9月	株式会社アナザーの全株式を譲渡
2020年3月	│金融関連事業の中間持株会社として株式会社ビットポイント・ホールディングス(現 イプシロ │ │ン・ホールディングス株式会社、連結子会社)を設立
2020年10月	感染症対策関連事業(現 レジリエンス事業)に本格的に着手
2021年8月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2022年 4 月	東京証券取引所市場再編に伴い、スタンダード市場へ移行
2022年7月	株式会社ビットポイントジャパンの株式51%を譲渡
2023年3月	株式会社ビットポイントジャパンの残り全株式を譲渡
2023年 6 月	中古車売買事業撤退
2023年12月	株式会社ゼロメディカルの全株式を取得し、子会社化

3 【事業の内容】

当連結会計年度末において、当社グループは、当社のほかに、子会社であるイプシロン・ホールディングス株式会社(以下「イプシロン・ホールディングス」と言います)、株式会社ジャービス、株式会社ゼロメディカル(以下「ゼロメディカル」と言います)ほか1社で構成されております。

なお、関連会社として、PA Bpoint Inc.がありますが、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため同社を持分法の適用範囲から除外しております。

セグメントごとの主要な事業内容は以下の通りです。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

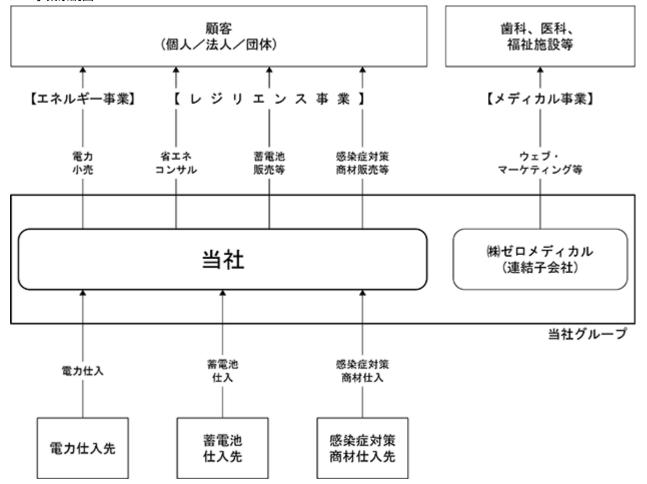
当社グループは、従来報告セグメントとしていた「自動車事業」及び「金融関連事業」について、当連結会計年度において同事業から撤退したことに伴い廃止しております。

また、ゼロメディカルを子会社化したことから「メディカル事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

エネルギー事業	電力売買
レジリエンス事業	省エネルギー化支援コンサルティング、蓄電池販売、感染症対策関連商品の販売等
メディカル事業	主に歯科・医科に特化したHPの制作及び運用、医療コンサルティング事業、福祉関連事業
その他	マーケティングコンサルティング等

事業の系統図は、以下のとおりであります。

<事業系統図>



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
イプシロン・ホールディン グス株式会社	東京都 港区	101	金融関連事業	100.00	・役員の兼任あり ・資金援助あり
株式会社ジャービス	東京都 港区	50	その他事業	100.00	・資金援助あり
株式会社ゼロメディカル	東京都 目黒区	10	メディカル事業	100.00	-
その他 1 社	-	-	-	-	-

5 【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

2024年 3 月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギー事業	58
レジリエンス事業	47
メディカル事業	131 (43)
その他事業	1
全社(共通)	19
合計	256 (43)

- (注)1.従業員数は就業人員であります。
 - 2.従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員の期中平均人員数であります。
 - 3.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区別できない管理部門等に所属している人員であります。
 - 4.2023年12月1日付でゼロメディカルを完全子会社化したことにより、メディカル事業が131名増加しております。

(2)提出会社の状況

2024年 3 月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与 (千円)
125	37	4年8か月	4,182

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギー事業	58
レジリエンス事業	47
その他事業	1
全社(共通)	19
合計	125

- (注)1.従業員数は就業人員であります。
 - 2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員の期中平均人員数であります。
 - 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 4.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区別できない管理部門等に所属している人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4)管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金差異

	当事業年度					
管理職に占める女性 男性労働者の育児休 労働者の割合(%) 業取得率(%)		男性労働者の育児休 業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1・2			
	(注) 1・2	****(70 <i>)</i>	全労働者 うち正規 雇用労働者		うち非正規 雇用労働者	
	30.70	50.0	79.0	72.1	104.9	

- (注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 - 2.管理職に占める女性労働者の割合は、2024年3月時点の数値を使用し、労働者の男女賃金の差異は2023年4月~2024年3月の期間を対象にしております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する記述は、本有価証券報告書提出日(2024年6月27日)現在において当社グループが判断した ものであります。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものです。 将来の業績は、経営環境の変化などにより、実際の結果と異なる可能性があります。

(1)経営環境

当社グループは、これまで社会が変化するタイミングで、投資・事業開発を積極的に進めてまいりました。当社の事業セグメントは、エネルギー事業、レジリエンス事業、メディカル事業及びその他事業となっております。

当社が電力小売業を展開するエネルギー事業の分野においては、ウクライナ情勢の長期化や、中東情勢の悪化に伴う資源価格の上昇、世界的な金融引き締めに伴う為替市場への影響など、エネルギー事業分野の経営環境の先行きは引き続き不透明な状況が続いております。

また、将来にわたって日本全体の電力供給力(kW)を確保する目的で創設された容量市場は、需要家や発電事業者だけでなく、当社のような小売電気事業者にとってもメリットがある制度であるものの、容量拠出金の拠出額水準によっては経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。さらに、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(以下、「エネルギー供給構造高度化法」といいます。)は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、具体的には、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%以上という目標が定められ、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しております。再生可能エネルギーによる自社電源を有していない当社にとっては、今後、非化石証書の調達が過大な負担となることも考えられます。

(2)経営の基本方針

当社グループは、社会に新たな価値を創造し提供することを目指し、社会が変化するタイミングで生じる課題を事業を通じて解決することをモットーとし、エネルギー事業、レジリエンス事業及びメディカル事業を推進しております。

すべてのステークホルダーから信頼され期待される存在であるために、「適切な収益を確保し持続的な成長を 実現することで企業価値の向上を図ること」、「コーポレート・ガバナンスの強化に努め透明かつ公正な経営を 実行すること」を経営の基本方針としております。

(3)経営戦略

当社グループは、今後さらに当社グループを発展させていくためには、各事業が独自に成長戦略を描き、他社との業務提携や資本提携等を含めてスピード感をもって新たな取り組みを推進し、自立的に強化・拡大していくことが必須であると考えております。また、M&A等、既存事業と親和性の高い事業領域や新たな事業機会が創出される分野への投資や、人材確保等を通じた組織力の強化によって、当社グループの更なる収益規模拡大に向けた機動的戦略の実行を図ってまいります。

(4)中長期的な経営戦略

当社グループはこれまで、中期経営計画の策定・公表を行ってこなかったものの、社会に新たな価値を創造し 提供することを目指し、積極的な投資・事業開発を進めてまいりました。今後も社会が変化するタイミングで生 じる課題を、事業を通じて解決してまいります。中長期的なグループ成長シナリオとして、現在展開する事業セ グメントにおける具体的な施策は以下のとおりです。

エネルギー事業	・事業環境の変化への円滑な対応:2050年カーボンニュートラル達成に向けての電源の低炭素化推進、環境価値の高い電力供給プランの推進(非化石電源比率の拡大)、容量市場への対応等 ・突発的な電力調達コスト増加の抑制:安定的かつ効率的な需給管理体制の維持・運用、相対電源の積極的確保、電力先物取引の活用等・需要家のさらなる開拓:需要家の特性・志向に応じた電力プランの開発・提供、認知度向上による需要家獲得等・他事業とのシナジー促進
レジリエンス事業	・家庭用蓄電池や産業用蓄電池の販売網の拡充 ・「エネルギー・環境×防災・減災」をテーマとした、サービスやプロダクトの開発・提供 ・蓄電池・発電機等の提供 ・総合的な感染症対策ソリューションの充実 ・補助金活用コンサルティングのノウハウ・経験をベースとした、ソリューション 導入支援・他事業とのシナジー促進
メディカル事業	・歯科・医科に特化した経営コンサルティング及びHPの制作からその後の運用までのワンストップでのデジタルマーケティングサービスの提供 ・歯科に特化した求人メディアの提供 ・障がいや発達に特性のある児童の放課後等デイサービスの支援施設の運営、自立 支援及び就労支援を通した地域の活性化や共生社会の実現

(5)対処すべき課題

エネルギー事業における課題

中長期的には、2050年カーボンニュートラル達成に向けての電源の低炭素化推進、再生可能エネルギー発電の活用や環境価値の高い電力供給プランなどがありますが、短期的には、事業利益が、変動する電力調達価額や2025年3月期より始まる容量拠出金の拠出額に左右されぬよう、需要家に価格変動リスクを適切に転嫁する商品ごとの設計や電力調達の仕組みの構築があげられます。また、エネルギー供給構造高度化法で電気事業者に求められている非化石電源比率(中間目標)への対応は必須になります。

レジリエンス事業における課題

レジリエンス事業は、省エネコンサルティング事業、感染症対策関連事業及び蓄電池事業から構成されております。蓄電池は、代理店を通じて顧客に販売されるBtoB取引が主となります。よって、販路拡大のために蓄電池販売を得意とし販売力のある代理店を獲得することが課題となります。なお、これまで家庭用の蓄電池を主に取り扱ってまいりましたが、今後は小型産業用蓄電池の販売も本格化させてまいります。

省エネコンサルティング事業では、これまでの事業者向けのエネルギー使用合理化・省エネ関連のソリューションに加え、BCP (事業継続計画)対策や家庭における防災・減災対策として、再生可能エネルギー、蓄電池及び発電機の組み合わせなどによる提案を積極的に展開してまいります。省エネルギーや防災・減災といった一部の効用にとどまらず、レジリエンス向上を促すための取り組みを推進してまいります。

メディカル事業における課題

メディカル事業は、2023年12月1日付で株式交換により完全子会社化したゼロメディカルにおいて、主に歯科・医科に対する営業支援を目的としたHPの制作及び運用等を行う医療機関向けウェブクリエーション事業のほか、メディア発信等を通しての経営支援、再生医療に関するマーケティング等を行っております。また、福祉関連事業として、放課後等デイサービス、就労継続支援B型事業所及び訪問介護事業所の運営を行っております。

今後は、さらなる収益拡大のため、医科・歯科等医療の領域での新たな収益機会の創出が課題となります。そのために既存顧客をはじめとした、これまでの取引ネットワークを活用し、新規事業の検討を積極的に進めてまいります。

経営環境の変化への機動的な対応、これによる事業機会及び収益の追求

将来にわたる持続的な成長を実現するため、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社グループは、市場のニーズやウォンツを的確にとらえ、社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化、派生ビジネスへの取り組み、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行ってまいります。さらに、事業ポートフォリオを定期的に見直し、収益力及び効率性の向上を推進し、中長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。また、成長を加速するために、その時々の経営環境を鑑み、特に、脱炭素を志向する環境意識の高い企業との協業等を含めた他の企業グループとの連携や戦略的な投資を推進してまいります。

内部管理体制の拡充ならびにコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化

当社グループは、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、2017年12月に策定した「コーポレート・ガバナンス基本方針」(2021年12月一部改訂)において、コンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントに対し積極的な取り組みを行う姿勢を明確にいたしました。コーポレート・ガバナンスコードの改訂その他事業環境の変化に応じて、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。また、引き続き、グループ全体において、継続的な啓発活動及び教育研修を実施し、一人ひとりが高い倫理観を醸成し、良識と責任のある行動をとることのできる企業風土を形成してまいります。

優秀な人財の確保・育成

当社グループは、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題への取り組みに際して、事業環境の変化に円滑に対応して社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が必須であると考えております。業容拡大のもと、意欲のある経験値の高い人財を確保するとともに、持続的な成長を支える人財の育成、個々のパフォーマンスの最大化のため、就業環境の整備・改善に注力してまいります。

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社グループでは、これまで複数の国籍の人財を登用してまいりましたが、今まで以上に、グローバル化の推進、個性の尊重、人財の経験・スキルの多様性の向上、信頼関係作りの強化に取り組んでまいります。また、取締役だけではなく、執行役員、部長などの経営幹部への女性登用の拡大を推進してまいります。そのために、多様な個々の従業員が意欲をもって活躍できるための就労環境の整備、職場コミュニケーションの改革、人財育成等の人事・労務施策の実施に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

2050年カーボンニュートラル実現というメガトレンドの中、エネルギー事業やレジリエンス事業を営む当社の役割は、二酸化炭素排出量を抑えた発電による電力の提供、蓄電池の販売拡大や顧客のESG活動を支える省エネコンサルティング等を通じて、サステイナブルな社会に貢献することであります。

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

(1)ガバナンス

取締役会は、サステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有しています。

エネルギー供給構造高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達 義務を課しており、具体的には、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%という目標が定められ、目標達 成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しています。

取締役会は、エネルギー事業の事業責任者より、非化石電源比率目標値の達成状況について報告を受けます

(2)戦略

エネルギー事業やレジリエンス事業を営んでいる当社グループが、持続的に成長することが、最も優れたESG 活動だと認識しています。持続的に成長するためには、組織におけるガバナンス強化はもちろんのことですが、多種多様な価値観を受け入れる組織風土を育むことも経営陣の大事な使命であると考えております。

(3)人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社グループでは、これまで複数の国籍の人財を登用してまいりましたが、これまで以上に、グローバル化の推進、個性の尊重、人財の経験・スキルの多様性の向上、信頼関係作りの強化に取り組んでまいります。また、取締役だけでなく、執行役員、部長などの経営幹部への女性登用の拡大を推進してまいります。そのために、多様な個々の従業員が意欲をもって活躍できるための就労環境の整備、職場コミュニケーションの改革、人財育成等の人事・労務施策の実施に努めます。

(4) リスク管理

当社グループは、当社グループに関するコンプライアンスリスクについて適正に評価し、その対応策を検討する活動を推進及び統括することを目的として当社内にリスク・コンプライアンス委員会を設置しておりますが、サステナビリティに係るリスクと機会の識別、優先的に対応すべきリスクと機会の絞り込みについても、同委員会所属の委員により行われ、同委員会にて共有されております。重要なリスクと機会については、取締役会へ報告される仕組みをとっております。

(5)指標及び目標

当社グループでは、社員の仕事と子育ての両立や女性が活躍できる職場環境づくりを目的として、各指標に対する目標を設定し取り組んでまいります。

しかしながら、当連結会計年度におきまして当社は関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みを 行っているものの、株式会社ゼロメディカルは子会社化後間も無いなどの理由により取組み途上のため、連結 グループにおける記載が困難な状況であります。

このため、次の指標に関する目標及び実績は、連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のものを記載しております。

指標	目標	実績(当偉業年度)
管理職に占める女性労働者 の割合	女性管理職の割合を30%以上にす る。	30.7%
採用者に占める女性労働者 の割合	女性の採用割合を30%以上にする。	30.0%
男性労働者の育児休業取得 率	男性労働者の育児休業取得率100%を 目指す。	50.0%

3 【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している重要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、事業上のリスクとして具体化する可能性が高くないと思われる事項も含め、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、以下のとおり記載しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存でありますが、当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断ならびに当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本有価証券報告書の本項以外の記載事項も併せて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載事項は、当社株式への投資に関連するリスクを完全に網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。そのため、以下に記載したリスク以外でも当社の想定を超えたリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中においては将来に関する記載事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、当 連結会計年度末において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、経営環境の変化等 により実際の結果と異なる可能性があります。

1.事業の内容に関するリスクについて

(1)法令・規制等による事業への影響について

当社グループは、新たな事業機会が創出される分野において積極的に事業開発を行っていく方針を有しています。そのため、展開中の事業及び展開を検討中の事業において、法令の新設・改正、規制の見直し・整備等によって、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現在実施している、エネルギー事業における電力小売事業は、「電気事業法」に基づくものであり、想定外の法令改正、制度変更、法令等の解釈・適用(その変更を含みます)等により、当社グループの期待どおりに事業を展開することができなくなる可能性があります。また、事業の実施に必要な許認可、登録等を取得・維持できない又は取消等を受けるような場合には、事業を実施することができなくなる可能性があります。その他、当社グループが行う事業に固有に適用される法規制のほかに、企業活動に関わる各種法規制(消費者保護、プライバシー保護、人権尊重、労務、公正競争、知的財産権、租税、環境に関する各種法規制を含みますがこれらに限られません)の適用を受けています。当社グループがこれらの法規制に違反する場合、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関等から登録・許認可の取消や罰金などの処分を受けたり、取引先から契約を解除されたりする可能性があります。その結果、当社グループの社会的信用が低下したり事業展開に支障が生じたりする可能性があります。

(2)顧客基盤について

当社グループは、収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を実現するために、既存顧客への売上拡大を図るとともに、新規顧客を意欲的に開拓し獲得することで、顧客基盤を拡大していくことが重要な課題の一つであると認識しています。そのため、製商品・サービスの品質向上、マーケティング・チャネルの有効活用、戦略的パートナーシップの構築・発展、新規事業の開発等に取り組んでまいります。

しかしながら、諸施策が功を奏せず計画が順調に進捗しない場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3)競争環境によるリスク

エネルギー事業における電力小売事業は、2016年4月の電力小売全面自由化以降、登録小売電気事業者数は着実に伸び、2023年6月9日現在726事業者となっており、需要家の選択肢も広がり、新電力(電力自由化以降に新規参入した小売電気事業者)による電力供給の割合は2023年1月現在で18.4%(販売電力量ベース)を占めるまで成長しました。そのような環境のもと、電力小売部門における競争は今後も激しくなると考えられますが、2020年度冬季、2021年度冬季と2期連続で卸電力取引市場の取引価格の異常な高騰により、一部の小売電気事業者の経営状況が悪化し、事業停止、事業撤退などがあり、また、新規契約の受付停止などの事態も発生しました。

エネルギー供給構造高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%以上という目標を定め、さらに、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しています。再生可能エネルギーによる自社電源を有していない当社にとっては、今後、非化石証書の調達が過大な負担となることも考えられます。また、国全体で必要な供給力(発電量)を確保するための、容量市場における容量拠出金の負担もあり、小売電気事業者が事業を継続するためのコストは今後も増加すると想定されます。また、一般送配電事業者が行う最終保障供給契約件数が減少傾向をしめした場合、需要家獲得の競争が厳しくなることも想定されます。

当社グループは、電力市場の状況・課題に対して適正な利益を実現するための施策を講じてまいる所存ですが、競争環境などの要因により、高騰する電力取引価格並びに非化石証書調達にかかる費用及び容量拠出金を顧客に転嫁できないときは、適正な利益を確保できなくなる可能性があります。

(4)自然災害、不測の事故等について

エネルギー事業における電力小売事業では、気候による電力需給状況の逼迫の発生のほかに、国内外の自然災害、事故、システムトラブルその他の不測の事態が生じることにより、正常な電力供給が行われない、燃料価格の高騰等のため電力調達価格が上昇し電力コストが増加するなど、当社グループの電力小売事業に支障を来たす可能性があります。これらのような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5)期間損益の変動について

エネルギー事業における電力小売事業の売上は、需要家の電気使用量の季節変動による影響を受けます。また、電気使用量の変化、発電所の休廃止、その他不測の事態による電力供給量の減少等によって電力需給のバランスが崩れるような場合には、電力調達コストが大きく変動するリスクがあります。気温・湿度・気象・発電コスト等が想定外の範囲で変化した場合には、需給のミスマッチによるインバランス料金等の負担による損失の発生、売上・利益の減少が生じる可能性があります。そのため、当社グループにおいては、需給管理体制の充実、電力調達先の多様化、価格変動リスクのヘッジなどの施策を実施するとともに、電力の調達・需給に関する契約の内容及びバランスを適宜見直し、適正な利益を確保できるように努めてまいります。

レジリエンス事業における省エネコンサルティング事業では、顧客のニーズに合わせた最適なコンサルティングの実施に努め、申請支援する補助金や補助金申請支援が可能な交付団体の多様化等を進めておりますが、補助金の交付決定等の時期により売上が偏重する傾向があります。また、補助金の予算規模や申請要件等の変更により、年間売上高が変動する可能性があります。そのため、当社グループでは、省エネコンサルティング事業と深く関係する蓄電池、発電機、エネルギーコントローラ等のエネルギー関連機器・設備や環境衛生機器その他感染症対策商材の拡販等を行うことにより、期間損益の平準化を目指しております。

また、当社グループの業績は、過去において、当社グループが提供する製商品・サービスの構成、電力先物取引に係る評価損益、事業投資の成功又は失敗、事業の譲渡等の様々な要因によって、四半期毎、年度毎に変動しており、今後も変動する可能性があります。したがって、当社グループの過去の各四半期又は通期の実績が将来の業績の傾向を直接・間接に示唆するものではありません。

(6) M&Aについて

当社グループは、既存の事業ポートフォリオを定期的に見直しつつ、新たな事業機会が創出される分野において積極的に投資や事業買収並びに事業開発を行っていく方針を有しています。また、新規事業の開発や、既存事業の業容の拡大及び縮小を効率的に推進するために、グループ外企業との新規提携及び提携強化を進めております。その過程で、海外を含めた第三者との合弁による企業設立、既存企業への追加的な投資等を国内外で行う可能性があります。

このため、これらの投資や事業買収、事業統合に際して多額の費用が発生する可能性があります。また、第三者との合弁事業、提携事業や投資先事業が大幅な不振に陥ったり、これらの事業の業績不振が一定期間以上継続したりする場合には、追加的なコストの発生や投資有価証券の減損又は評価損の計上等の可能性があります。

さらに、提携先の相手国側における法規制等の制約を受ける可能性や、事業戦略上の目的や予定していた事業 収益の増大が実現できない可能性、第三者との合弁事業や提携事業等が所期の目的を達成できない可能性があり ます。これらのような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループにおいては、提携等に関する意思決定の際には、シナジー効果、将来にわたる投資採 算性等を考慮に入れ、法規制・会計・税制等の影響も含めたリスクを低減・回避するべく、検討を実施してまい ります。

(7)感染症対策関連事業(現 レジリエンス事業)に特有のリスクについて

感染症対策関連事業では、その取扱い商品やサービスが人の健康・安全に密接に関連していることから、広告や販売に関して、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)及び関連法令や広告規制等の適用を受ける場合が考えられます。当社グループでは、各種法規制の遵守に努めておりますが、万が一法規制違反に該当するような事態が発生した場合、関連法規制の制定・変更及び行政対応等の動向により規制対応費用の増加、課徴金納付や事業活動への制約等が余儀なくされたりする場合などには、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

また、感染症対策関連事業での商品やサービスの提供過程において、品質不良等により消費者に健康被害を与えるような事態が発生した場合には、販売減少、損害賠償の発生又は当社グループのブランドイメージ毀損等によって当社グループの経営成績等は影響を受ける可能性があります。

(8)気候変動に関するリスクについて

近年、気候変動への関心が国内外で高まり「低炭素社会」「脱炭素化」への移行が求められる中、電力小売事業を含む電力供給ビジネスにおいても、気候変動問題への対応をはじめとした環境負荷の低減への積極的な取組みがこれまで以上に必要になってきています。

これらの気候変動に関するリスクに対して、当社は、再生可能エネルギーの積極的な活用や需給両面での二酸 化炭素排出削減などの取組みを進めております。今後のわが国の環境政策及び国際枠組みの動向などによって は、環境負荷低減や気候変動の対応のための費用が増大するなど、将来的に当社グループの事業運営及び業績に 影響を受ける可能性があります。

また、金融・資本市場においてESG(環境・社会・ガバナンス)情報を投資判断に活用することが急速に拡大しており、気候変動問題への戦略・取組みや気候変動リスクをはじめとする環境情報に関する開示はもちろん、環境問題への取組み自体が不十分であるなどと判断された場合には、株主・投資家等のステークホルダーから信頼・評価を失い、株価低迷や資金調達の困難化などにより経営成績等に影響を与える可能性があります。

(9) サプライチェーンマネジメントについて

特に、レジリエンス事業における蓄電池等の機器の供給においては、コスト極小化のためにも、製品の開発、製商品・部品等の調達、生産・製造、製商品の供給に至るまで、適時に行う必要があります。特定の供給元に依存し調達に制約を受ける場合には、当社における生産・製造及び供給が中断あるいは遅延する可能性があります。

また、製商品の生産・販売が地政学的リスク、自然災害、疫病、テロ、サイバー攻撃あるいは輸送事故などの 理由により物流が停滞するような場合には、売上機会の損失、対応コストの増加などにより、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、製品については外部委託先を含め品質基準に基づく生産・製造を行っておりますが、万が一製品に品質不良や不具合等が発生した場合、また製品の設置工事の不手際により、設置先に損害を与えた場合には、顧客対応、リコール、損害賠償等のコストが発生するだけでなく、当社グループの信頼が損なわれ、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、サプライチェーンマネジメントの強化を目指しており、取引先の動向把握や取引先との関係強化の推進、外部委託先への監督のほか、サプライチェーンの変化に応じた対応策、例えば、特定の取引先への依存を見直しての部品等の確保、供給に合わせた販売の調整などを行っております。

(10)金融関連事業が保有していた投資に関するリスクについて

当社グループは、金融関連事業からは撤退したものの、同事業がおこなった暗号資産関連事業に関する投資、暗号資産への投資、その他事業投資は引き続き保有しております。これらの投資については、市場の変化等によって、価格が下がった場合や期待されるキャッシュ・フローを生み出せない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) メディカル事業についてのリスク

当社グループは、介護保険法、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき、居宅介護支援、放課後等デイサービス及び就労継続支援B型の各施設を運営しております。各施設は、都道府県から指定を受けた人員、設備、運営に関する基準により運営を行っており、現時点では、ゼロメディカルが運営する事業所に指定取消しや営業停止は発生しておりませんが、今後、なんらかの原因により、それらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合、当社グループの財政状態、経営成績及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、福祉関連事業は、これまで運営施設における重大事故や金銭賠償は発生しておらず、引き続き適切な危機管理体制のもと、利用者が安心・安全に利用できる施設運営を心がけてまいりますが、今後当社グループの運営施設において利用者の不測の事故等により紛争や損害賠償が発生した場合、当社グループの経営成績等は影響を受ける可能性があります。

(12)知的財産権について

当社グループにおいて、情報システムやソフトウェアに関する知的財産権の重要性が増しているなか、当社グループは、情報システムの開発等に当たっては第三者の特許を侵害する可能性がないかを調査をする一方で、知的財産は重要な経営資源であり、契約対応や産業財産権取得によって当社グループの知的財産権の保護にも努めています。

このような取組みにかかわらず、当社グループの製品やサービスが第三者の知的財産権を侵害した場合には、 損害賠償請求を受ける可能性があるほか、情報システムの使用差止請求を受けサービスを停止せざるを得なくな るなど、業務遂行に支障をきす可能性があります。また、第三者により当社グループの知的財産権が侵害される 可能性があります。

2. 当社グループの事業体制に関するリスクについて

(1)人財の確保・育成について

当社グループは、価値観が多様化する社会の中で、人財の価値を最大限に引き出し、企業価値の持続的な向上に結び付けることが必要であり、人的資本経営の実現のために適切な人財戦略を立案しこれを実行することが急務であると考えております。

当社グループでは、これまでも事業ポートフォリオ・マネジメントの一環として経営資源配分の最適化に継続的に取り組み、組織構成及び人員配置の適正化を図っております。今後も、事業の進展にあわせて、ダイバーシティ&インクルージョン(「人財の多様性」と「多様性を受容し互いに包摂すること」)の推進を踏まえ、優秀な人財の確保と継続的な育成、ならびに内部管理体制の拡充を図っていく方針です。しかしながら、雇用情勢の変化その他の要因により、経営戦略及びビジネスモデルの実現のために必要な人員の確保や人財育成が計画どおりに進捗しない場合、既存の主要な人財の社外流出を防止できない場合、適切な人員配置や組織の整備ができない場合などには、当社グループの競争力や効率性が低下し、業務運営に支障を来たすなど、当社グループの将来の成長、事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、今後の成長を図るべく、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題の取組みに際しては、変化に対応し社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が重要な経営課題の一つであると認識し、実現すべきビジネスモデル及び戦略とその時々の人財ポートフォリオのギャップを把握し、戦略を実現するために必要な意欲のある人財を確保・育成するとともに、持続的な成長を支える人財を育成すべく一人ひとりが活躍することのできる環境を整備し維持してまいります。

(2)内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な向上を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが極めて重要であると考え、「内部統制システム整備の基本方針」及び「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定し、内部統制システムの適切な整備と運用、コンプライアンスの徹底を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社グループでは、内部管理体制の一層の拡充に努めておりますが、事業の急速な拡大により十分な内部管理体制の整備又は運用が追いつかないというような状況が生じる場合や内部統制システムが有効に機能しないような場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの円滑な事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)情報セキュリティについて

当社グループは、事業上の重要な情報、顧客・取引先等の機密情報や個人情報等を保有し、事業活動のためにこれら情報を利用しています。他方で、特に個人情報については、不正な利用・アクセスや漏えいを防止するためにも、個人情報保護法等により適正な管理及び取扱いが要求されています。当社グループでは、情報管理に関する規程や取扱手順等を策定・運用するとともに、役職員等に対する教育・啓発等による情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を実施し、また、外部委託先等についても適宜その情報管理態勢を監督しております。万が一予期せぬ事態により当社グループの保有する機密性の高い重要情報が外部に流出したり、第三者が不正に取得し使用したりするような事態が生じた場合には、損害賠償や対応費用の発生ばかりでなく、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、業務遂行又はサービス提供のため、複数のコンピュータシステムを活用しています。また、これらのコンピュータシステムの多くは、顧客・取引先等のシステムとネットワークで接続されています。当社グループは、業務システムの安定的な稼動に努めるとともに、重要な業務システムについては、万が一の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。しかしながら、エラー、事故、サイバー攻撃、システムの新規開発・更新等により、重大なシステム障害等が発生した場合には、このような対策が有効に機能しない可能性があります。また、システムリスクやサイバーセキュリティリスクが顕在化した場合には、情報の流出、データ改ざん、システム誤作動、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社グループは、技術の進歩、情報セキュリティ確保の内外の要請、他でのセキュリティインシデントの発生状況等を踏まえ、情報活用の有効性の向上と情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、役員及び従業員に対する教育・啓発により、情報管理のさらなる徹底に取り組んでまいります。また、外部委託先、仕入先、販売チャネルを含むサプライチェーンにおける情報セキュリティの確保についても、関係先の理解・協力を得て推進してまいります。

(4) コンプライアンスについて

当社グループは、コンプライアンスを重要な経営課題の一つとして位置付け、事業活動に際しては企業倫理及び法令遵守の徹底を図るべく諸施策を講じています。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの社会的信用やイメージの低下、損害賠償等により、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス推進体制を構築するとともに、役員及び従業員に対する教育・啓発を実施し、さらなる企業倫理の向上及び法令等の遵守に努めております。また、外部委託先、仕入先、販売チャネルを含むサプライチェーンでのコンプライアンスの徹底についても、関係先の理解・協力を得て推進してまいります。

3. その他のリスクについて

(1)新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、業績向上に対する士気高揚のため、取締役及び従業員等に対するインセンティブとして新株予約権(ストック・オプション)を付与しています。また、今後も取締役及び従業員等に対するインセンティブの一つとして新株予約権の付与について継続的な活用を検討しています。これらの新株予約権が権利行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存株主の有する株式の価値及び議決権の割合が希薄化する可能性があります。

また、当社グループでは、事業投資の実施、成長戦略の実現、事業環境の変化への対応、その他の経営上の目的のために資本増強又は資金獲得を必要とする場合があり、この資金需要を充足するために、新株、新株予約権の発行や、自己株式を活用する可能性があります。あるいは、企業価値の向上を図るうえで事業の拡大や多角化を目的とする業務提携及びその強化を進める際にこれと並行して資本提携を行う場合があり、その際に新株、新株予約権の発行や、自己株式を活用する可能性があります。これらの発行及び権利行使によって、当社の1株当たりの株式価値及び議決権割合の希薄化が生じ、株価に影響を与える可能性があります。

(2)コロナウイルスが事業活動に及ぼす影響について

当社グループが行う電力小売事業(エネルギー事業)は、その公共性の観点から事業を中断することなく継続することが要請されており、新型コロナウイルス感染拡大及びその長期化による事業への影響を最小限に抑えるため、必要な対応を迅速にとるべく努めております。

また、新型コロナウイルス感染拡大やその防止を理由として他の事業者や一般消費者の休業等が長期化するような場合には、外出自粛やテレワークのために家庭における消費電力、特に日中の電力需要が増加する可能性はあるものの、事業者における電力需要の落ち込みや業績悪化などが生じ、結果として電力小売事業(エネルギー事業)の売上が減少したり、売掛金の回収が困難になったりする可能性があります。さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を優先的に実施するために、事業者においてエネルギー合理化等のための設備投資や省エネ対策の実施に関する意欲が減退するような場合には、省エネコンサルティング事業(レジリエンス事業)の売上が減少する可能性があります。感染症対策関連事業(レジリエンス事業)においては、新型コロナウイルスの感染状況の推移、関連法規制の変更、新規の感染対策や治療法等の出現、万が一の健康被害の発生、未知の感染症の発生・流行その他の事由によって業績に影響を与える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という)の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、その 実現には潜在的リスクや不確実性を含んでおり、さらに業績に影響を与える要因はこれに限定されるものではあ りません。したがって、諸要因の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 経営成績

当連結会計年度の業績につきましては、売上高20,487百万円(前期比37.5%減)、営業利益1,743百万円(前連結会計年度は営業損失1,850百万円)、経常利益1,758百万円(前連結会計年度は経常損失1,722百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益1,070百万円(前期比67.2%減)となりました。

2023年12月1日付で完全子会社化したゼロメディカルの個別決算において、福祉事業が有する建物等の減損損失60百万円と本店の移転費用26百万円を特別損失に計上したことにより、2024年3月末時点において、純資産額が取得時の71百万円から30百万円に減少したこともあって、当社において関係会社株式評価損662百万円を計上いたしました。

上記のゼロメディカル株式の評価損の計上により、あわせて連結決算においてものれんの減損損失598百万円を 計上いたしました。

また、資本金が10百万円である当社の青色欠損金の損金算入額は、事業年度の所得金額まで損金算入できることから、リミックスポイント単体の法人税、住民税及び事業税の額は、7百万円となり、また、連結子会社のイプシロン・ホールディングスにおいて40百万円の還付となったことで連結上の法人税、住民税及び事業税の額は、33百万円の還付となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績は以下のとおりであります。なお、各セグメントの売上高の金額 は、セグメント間の内部売上高を含めない数値を記載しております。当社グループの報告セグメントは、業績評 価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しており、前連結会計年度ま で「エネルギー事業」、「自動車事業」、「レジリエンス事業」、「金融関連事業」及び「その他事業」の5つ で構成されておりました。金融関連事業におきましては、2022年7月1日付で連結子会社として金融関連事業に 含まれていた株式会社ビットポイントジャパン(以下「BPJ」といいます)株式の持分51%をSBIホールディング ス株式会社のグループ会社に譲渡、2023年3月31日付で残りのBPJ株式49%も同様にSBIホールディングス株式会 社のグループ会社に譲渡したことから、2023年5月12日付で金融関連事業を廃止いたしました。これにより、第 1 四半期連結会計期間からは、同事業に係る損益は「その他事業」に含め、また、これまで営業取引として取り 扱ってきた暗号資産事業に関連した投資に係る損益も営業外損益の区分に計上しております。また、自動車事業 につきましても、経営資源を集中し、事業ポートフォリオの再構築を推進するため、2023年2月14日付で同年3 月31日を目途に自動車事業を廃止することを取締役会で決議いたしました。2023年3月31日時点で一部商品在庫 が残っておりましたが、2023年6月30日時点において全て売却し、事業廃止していること、また、第1四半期連 結会計期間において同セグメントから生じた損益は僅少であったことから、第1四半期連結会計期間からは同事 業に係る損益を「その他事業」に含めております。さらに、2023年10月26日付開示の「簡易株式交換による株式 会社ゼロメディカルの完全子会社化に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、主に「健康」や「福祉」を中 心とした社会課題の解決へ向け事業を推進するゼロメディカルとの間において、当社を株式交換完全親会社、ゼ ロメディカルを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、効力発生日である2023年12月1日付でゼロメ ディカルを完全子会社化しました。ゼロメディカルを完全子会社化したことにより、ゼロメディカルが営む事業 を「メディカル事業」として報告セグメントに含めております。

以上のことから、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントは、「エネルギー事業」、「レジリエンス事業」、「メディカル事業」及び「その他事業」となります。また、これまで持分法適用関連会社であった BPJの業績を金融関連事業セグメントに含めるために、セグメント利益を経常利益としておりましたが、すべての BPJ株式を譲渡したことで、セグメント利益を経常利益から営業利益へと変更し、前期比較についても、前期の数値を営業利益ベースに変更して行っております。

(エネルギー事業)

エネルギー事業は主に、電力小売業を営んでおります。当連結会計年度において、中国では長引く景気減速の影響によりエネルギー需要が減退したこと、ヨーロッパにおいても2023年末~翌24年にかけて記録的な暖冬となった影響から暖房需要が落ち込んだこと等の影響により、世界的にLNGをはじめとする化石燃料価格が、前年に比べ低く推移いたしました。それにより、当連結会計年度中の一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます)におけるシステムプライス(以下「市場価格」といいます)の月平均価格は10.74円/kwhとなり、前期(2022年4月から2023年3月)の月平均価格(20.37円/kwh)に比べ、大きく低下いたしました。

当社では、高圧電力、低圧電力ともに既契約に占める市場連動型料金プランの比率が高いため、JEPX市場価格の低下は、売上の減少要因となります。2024年度から開始される容量拠出金の支払いを見据え、高圧のお客様については契約更新時に新料金体系への切り替えを提案した影響により解約件数が増加し、契約総容量が前期比で減少したこともあり、売上高は減少することとなりました。

一方で、前連結会計年度まで、JEPX市場価格の変動リスクをヘッジする目的で電力先物取引を利用しておりましたが、保有する先物ポジションの評価損益が会計上の損益に大きく影響を及ぼすことが課題となっておりました。そこで当連結会計年度からは、「市場連動型」・「固定単価型」・「市場連動と固定単価のミックス型」の3つの料金プランを適切に組み合わせてお客様に提供することで、先物取引を利用せずにJEPX市場価格の変動リスクに対応できる体制を構築し、先物評価損益に影響を受けない損益認識を可能としました。

またいち早く容量市場を見据えた料金体系への移行が完了しており、安定的な利益確保の基盤を整えることができました

以上の結果、当セグメントの売上高は18,886百万円(前期比25.3%減)、セグメント利益(営業利益)2,296百万円(前連結会計年度はセグメント損失(営業損失)491百万円)となりました。

(レジリエンス事業)

レジリエンス事業は、省エネコンサルティング事業、感染症対策関連事業及び蓄電池事業から構成されております。当連結会計年度については、省エネコンサルティング事業における省エネ商材の販売や補助金の採択からの売上が前期と比して増加しました。感染症対策関連事業においては、主力商品であるMA-T System関連商品(「すごい水」シリーズ)の販売による売上は前期と比して増加しましたが、在庫となっている一部商品の収益性の低下に伴い、商品の評価損67百万円を計上しました。一方、蓄電池事業において、世界的な半導体不足の影響で滞っていた蓄電池の生産状況が緩和されたこと、また当社オリジナルブランドの家庭用ハイブリッド蓄電システム「remixbattery」が、高い安全性と品質が認められ、製品性能の第三者認証であるJET 系統連系認証を取得し、蓄電池の販売代理店の開拓や販売活動を積極的に推進したことから、蓄電池販売台数が順調に伸長し増収増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,219百万円(前期比91.2%増)、セグメント利益(営業利益)131百万円(前連結会計年度はセグメント損失(営業損失)162百万円)となりました。

(メディカル事業)

メディカル事業は、2023年12月1日付で株式交換により完全子会社化したゼロメディカルにおいて、主に歯科・医科に対する営業支援を目的としたHPの制作及び運用等を行う医療機関向けウェブクリエーション事業のほか、メディア発信等を通しての経営支援、再生医療に関するマーケティング等を行っております。また、福祉関連事業として、放課後等デイサービス、就労継続支援B型事業所及び訪問介護事業所の運営を行っております。メディカル事業においては、2024年1月よりゼロメディカルの業績が含まれているほか、ゼロメディカルの株式取得の際に発生したのれんのうち2024年1月から3月に対応するのれん償却費31百万円を計上しております。

以上の結果、当セグメントの売上高は278百万円、セグメント損失(営業損失)7百万円となりました。

(その他事業)

その他事業には、マーケティングコンサルティング事業及び新規事業のほか、第1四半期連結会計期間に事業廃止が完了した自動車事業及び第1四半期連結会計期間に廃止を決議した金融関連事業の損益も含まれております。このことから前期の金額も組み替えていますので、対前期では大きく減収増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は102百万円(前期比98.5%減)、セグメント利益(営業利益)24百万円 (前連結会計年度はセグメント損失(営業損失)49百万円)となりました。

仕入および販売の実績は以下のとおりであります。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	前期比(%)
エネルギー事業	15,831	63.6
レジリエンス事業	651	174.6
メディカル事業	22	-
その他事業	1	0.0
合計	16,506	53.1

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	前期比(%)	
エネルギー事業	18,886	74.7	
レジリエンス事業	1,219	191.2	
メディカル事業	278	-	
その他事業	102	1.5	
合計	20,487	62.5	

(2) 財政状態

<連結貸借対照表の要約>

(単位:百万円)

			(11217
	前連結会計年度末 (2023年3月期末)	当連結会計年度末 (2024年3月期末)	増減
総資産	19,271	19,714	442
負債合計	2,445	1,744	701
純資産	16,826	17,969	1,143

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、17,714百万円となり、前連結会計年度末(17,620百万円)に比べ、94百万円増加となりました。その主な要因は、現金及び預金2,399百万円の増加、未収法人税等1,162百万円、売掛金及び契約資産507百万円の減少があったこと等によるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、1,999百万円となり、前連結会計年度末(1,651百万円)に比べ、347百万円増加となりました。その主な要因は土地66百万円、建物及び構築物61百万円、ソフトウェア仮勘定25百万円の増加があったほか、敷金及び保証金114百万円の減少があったこと等によるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、1,322百万円となり、前連結会計年度末(2,445百万円)に比べ、1,123百万円減少となりました。その主な要因は、短期借入金100百万円、一年内返済予定長期借入金93百万の増加があったほか、未払法人税等759百万円、未払金287百万円、預り金251百万円の減少があったこと等によるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、422百万円となり、前連結会計年度末(0百万円)に比べ、421百万円増加となりました。その主な要因は、長期借入金422百万円の増加があったこと等によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、17,969百万円となり、前連結会計年度末(16,826百万円)に比べ、1,143百万円増加となりました。その主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益1,070百万円による増加、配当金237百万円による減少等によるものであります。なお、2023年6月28日開催の第20期定時株主総会決議に基づき、資本金のうち7,867百万円を、資本準備金のうち687百万円をそれぞれその他資本剰余金へ振り替えております。

(財務比率)

当連結会計年度末における流動比率は、前連結会計年度末に比べ619.2ポイント上昇し、1339.7%となりました。

また、当連結会計年度末における自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ3.8ポイント上昇し、91.1%となりました。これは、2023年12月1日付でゼロメディカルを完全子会社化したことにより、総資産が増加したことが主な要因であります。

(3) キャッシュ・フロー

<連結キャッシュ・フロー計算書の要約>

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月期)	当連結会計年度 (2024年 3 月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,843	2,447
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,685	120
財務活動によるキャッシュ・フロー	564	164
現金及び現金同等物の期末残高	11,173	13,577

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は13,577百万円となり、前連結会計年度末(11,173百万円)に比べ、2,403百万円増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は2,447百万円(前期は6,843百万円の支出)となりました。これは主に法人税等の 還付額1,215百万円、税金等調整前当期純利益1,016百万円、法人税等の支払額777百万円、のれん償却額629百万 円、売上債権の減少額541百万円等の要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は120百万円(前期は13,685百万円の収入)となりました。これは主に敷金及び保証金の回収による収入201百万円、敷金及び保証金の差入による支出132百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入114百万円、投資事業組合出資金の払込による支出90百万円等の要因があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は164百万円(前期は564百万円の支出)となりました。これは主に配当金の支払額 237百万円、短期借入れによる収入100百万円、長期借入金の返済による支出52百万円、長期借入れによる収入21 百万円等の要因があったことによるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性の分析

当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性の分析につきましては、上記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3)キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、見積り及び仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産の金額及び開示期間の費用の金額に影響を与えます。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、ゼロメディカルとの間において、当社を株式交換完全親会社、ゼロメディカルを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、ゼロメディカルとの間で同日付で株式交換契約を締結いたしました

株式交換の概要は、以下のとおりです。

(1)株式交換の内容

当社を株式交換完全親会社、ゼロメディカルを株式交換完全子会社とする株式交換

(2)株式交換の日(効力発生日)

2023年12月1日

(3)株式交換の方法及び株式交換比率

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時におけるゼロメディカルの株主 名簿に記載又は記録されたゼロメディカルの株主に対し、ゼロメディカルの普通株式に代わり、その所有する ゼロメディカルの普通株式1株につき、当社の普通株式2,031.25株及び金468,750円の割合をもって、当社の普 通株式及び金銭を割当て交付いたします。本株式交換による株式の交付に際しては、新たに普通株式を発行せ ず、当社が保有する自己株式を充当いたします。結果、当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式 1,625,000株と375百万円の金銭を割当て交付いたします。

(4)株式交換比率の算定根拠

(1)割当ての内容の根拠及び理由

当社及びゼロメディカルは、本株式交換に係る割当ての内容の決定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社CSGコンサルティング(住所:東京都港区芝大門1-1-23、代表取締役 末永 貴志)(以下「CSGコンサルティング」といいます。)を第三者算定機関として選定しました。

当社及びゼロメディカルは、CSGコンサルティングから提出を受けた算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で本株式交換に係る割当ての内容について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及びゼロメディカルは、上記(3)記載の株式交換の方法及び株式交換比率は、CSGコンサルティングが算定した株式交換比率のレンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至ったため、上記(3)記載の株式交換の方法及び株式交換比率により本株式交換を行うことにつき合意しました。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関であるCSGコンサルティングは、当社及びゼロメディカルの関連当事者に該当せず、当社及びゼロメディカルとの間で重要な利害関係を有しません。

算定の概要

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、市場株価は日々変動することから、一時点の株価終値だけではなく過去の平均株価も考慮するため、市場株価平均法を採用しました。当社株式の市場株価平均法においては算定基準日を2023年10月25日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1か月間、算定基準日までの3か月間、算定基準日までの6か月間の各期間における当社株式の終値平均株価を算定の基礎として算出いたしました。当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりであります。

採用手法	算定結果 (円)		
市場株価平均法	194 ~ 224		

以上を踏まえ、算定基準日である2023年10月25日終値200円を当社1株あたり株式価値としました。

これに対し、ゼロメディカルの株式価値については、ゼロメディカルは非上場であり市場株価平均法は採用できず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)を用いて株式価値の算定をしております。算定の前提とした財務予測には、ゼロメディカルの作成した事業計画を基礎として、子会社化後に予測されるゼロメディカルの経営成績を用いております。

上記方式において算定されたゼロメディカルの1株あたり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	算定結果 (円)
DCF法	820,000 ~ 1,116,000

各評価手法の算定の結果に基づく当社普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の評価レンジは、以下のとおりです。

採用し	た評価手法	# 十六格比索の質字は田
当社	ゼロメディカル	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法 DCF法		3,661 ~ 5,753

以上の算定結果を踏まえ、当社及びゼロメディカルは本株式交換に係る割当ての内容について検討し、交渉を行った結果、上記(3)に記載のとおり、 ゼロメディカル株式1株に対して、当社株式2,031.25株及び金468,750円を割当てることと決定いたしました。

なお、CSGコンサルティングは、ゼロメディカル社の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、ゼロメディカルの株式価値 算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、ゼロメディカルの将来の利益 計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、 独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

(5)株式交換完全親会社となる会社の概要

,				
商号	株式会社リミックスポイント			
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番9号			
代表者の氏名	高橋 由彦			
資本金の額	10百万円			
事業の内容	エネルギー事業、レジリエンス事業			

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年 3 月31日現在

2027 37301								<u> </u>		
事光红力	事業になっただい。」 ****		帳簿価額(百万円)							ᄽᄴᄝᄳ
事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	建物	車両 運搬具	工具器具備品	土地	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	従業員数 (名)
本社 (東京都 港区)	その他事業 全社	管理業務 設備	54	-	14	-	13		83	20
本社 (東京都 港区)	エネルギー 事業	管理業務 設備	13	1	0	1	54	25	93	58
本社 (東京都 港区)	レジリエン ス事業	管理業務 設備		-	13	-	-	-	13	47

- (注)1.現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2. 帳簿価額の各分類の主たるものは以下のとおりです。

 建物
 事務所造作、事務所内電気設備

 工具器具備品
 事務用電子機器、電子機器

 ソフトウェア
 社内利用ソフトウェア

3.主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	契約期間	年間賃借料(百万円)	
本社 (東京都港区)	本社事務所	2年		68

(2) 国内子会社

2024年 3 月31日現在

	古光に々	ムガスン	±л./#.o		帳簿価額(百万円)					公光三粉	
会社名	事業所名 (所在地)	セグメン トの名称 	設備の 内容	建物	車両 運搬具	工具器具備品	土地	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	·従業員数 (名)
株式会社 ゼロメ ディカル	本社 (東京都 目黒区他)	メディカ ル事業	福祉 関連 他	43	0	1	66	0	-	112	131 (43)

- (注)1.現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2. 帳簿価額の各分類の主たるものは以下のとおりです。

 建物
 福祉施設

 工具器具備品
 施術用機器

 土地
 福祉施設

ソフトウェア 社内利用ソフトウェア

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1)重要な設備の新設等 該当事項はありません。
- (2)重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年 6 月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	122,727,800	122,727,800	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり権利内容に制限のない標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	122,727,800	122,727,800		

⁽注)提出日現在の発行数には、2024年6月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法により、2016年6月23日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第14回新株予約権

	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年 5 月31日)
決議年月日	2020年 6 月26日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社従業員 6 当社子会社取締役 4 当社子会社従業員 3	同左
新株予約権の数(個)	500	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	94 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年11月1日 至 2024年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 96.54 資本組入額 48.27	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は94円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員 (以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

上記 の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮 の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者 は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下の()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- 有価証券報告書
- ()本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- ()本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に 規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ()本新株予約権者が当社及び子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社 法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- ()本新株予約権者が当社及び子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社 法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも150円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権者の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも30円を下回った場合には、本新株 予約権は消滅するものとする。

4.組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

上記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第17回新株予約権

	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年 5 月31日)
決議年月日	2021年 4 月22日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 10 当社子会社取締役 2	同左
新株予約権の数(個)	600	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	178 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年9月1日 至 2025年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179.92 資本組入額 89.96	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

新株予約権の発行時(2021年4月22日)における内容を記載しております。

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は178円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記 の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下の()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に 規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ()本新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- ()本新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社又は当社の子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社の子会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも350円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権者の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも53円を下回った場合には、本新株 予約権は消滅するものとする。

4.組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

上記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第19回新株予約権

	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年 5 月31日)
決議年月日	2022年 4 月14日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 10 当社子会社取締役 3 当社子会社従業員 1	同左
新株予約権の数(個)	14,780	14,780
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,478,000	1,478,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	319 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年5月16日 至 2025年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 321.85 資本組入額 160.92	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

新株予約権の発行時(2022年4月14日)における内容を記載しております。

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は319円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>分割(又は併合)の比率</u> 分割(又は併合)の比率

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記 の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下の()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に 規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ()本新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- ()本新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社又は当社の子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社の子会社に対する背信的行 為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権者の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも100円を下回った場合には、本新 株予約権は消滅するものとする。

4.組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

上記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第20回新株予約権

	事業年度末現在 (2024年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (2024年 5 月31日)
決議年月日	2023年 7 月27日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 21	同左
新株予約権の数(個)	14,400	14,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,440,000	1,440,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	214 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年11月1日 至 2027年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 216.18 資本組入額 108.09	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

新株予約権の発行時(2023年7月27日)における内容を記載しております。

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は214円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

2.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役又は従業員(以下「権利行使 資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役が任期 満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社の取締役又は従業員が当社の子 会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由に より当社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記 の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の 上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者 は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権 を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の 懲戒処分を受けた場合
- ()本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由 に該当するに至った場合
- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条 第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- ()本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条 第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも300円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも100円を下回った場合には、本新株 予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、「組織再編行為等」という。)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

上記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第21回新株予約権

	提出日の前月末現在 (2024年 5 月31日)	
決議年月日	2024年 4 月25日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 16 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 18	
新株予約権の数(個)	15,000	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	146 (注) 1	
新株予約権の行使期間	自 2025年 2 月14日 至 2029年 5 月20日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 147.53 資本組入額 73.76	
新株予約権の行使の条件	(注) 2	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社 取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	
が世子が先の発行は第四(2024年 4 P25日)にもはて中京を訂載してもりま		

新株予約権の発行決議時(2024年4月25日)における内容を記載しております。

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は146円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u> 1</u> 分割(又は併合)の比率

2.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記 の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の 上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者 は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

()本新株予約権者が当社又は当社子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

有価証券報告書

- ()本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規 定する欠格事由に該当するに至った場合
- ()本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社又は当社子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社子会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも250円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも70円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、「組織再編行為等」という。)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

上記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日~ 2020年3月31日(注)1	3,860,400	60,917,600	389	4,085	388	4,103
2020年4月1日~ 2021年3月31日(注)1	37,336,400	98,254,000	1,722	5,808	1,722	5,826
2021年4月1日~ 2022年3月31日(注)1	18,276,700	116,530,700	1,371	7,180	1,371	7,198
2022年6月28日(注)2	-	116,530,700	-	7,180	7,198	-
2022年4月1日~ 2023年3月31日(注)1	6,187,100	122,717,800	697	7,877	697	697
2023年6月30日(注)3	-	122,717,800	7,867	10	687	10
2023年4月1日~ 2024年3月31日(注)1	10,000	122,727,800	0	10	0	10

- (注) 1.新株予約権の行使によるものであります。
 - 2.2022年6月28日付で、資本準備金7,198百万円をその他資本剰余金へ振り替えております。
 - 3.2023年6月30日付で、資本金7,867百万円、資本準備金687百万円をその他資本剰余金へ振り替えております。

(5)【所有者別状況】

2024年 3 月31日現在

									<u>/ 10 1 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1</u>
	株式の状況(1単元の株式数100株)							~ — + *	
区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品 その他の 外国法人等 個人		個人	計	単元未満 株式の状況 (株)		
	地方公共	立門(大) 	^{選送】} 取引業者 法人	法人	個人以外	個人	その他		(1117)
株主数(名)	-	2	31	193	54	100	34,580	34,960	-
所有株式数 (単元)	-	736	22,873	108,859	44,348	2,502	1,047,736	1,227,054	22,400
所有株式数 の割合(%)	-	0.06	1.86	8.87	3.62	0.20	85.39	100.000	-

- (注) 1.自己株式2,435,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。
 - 2.上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が50単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2024年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 三株式を除 く。)の総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,826,600	4.84
リバイブ投資事業組合	東京都港区東麻布二丁目26番16号	2,804,400	2.33
有賀 照家	東京都新宿区	2,300,000	1.91
松田 周	東京都港区	2,190,000	1.82
モロフジ株式会社	福岡県みやま市瀬高町下圧1616番11号	1,820,000	1.51
原 征弘	東京都品川区	1,626,000	1.35
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,426,312	1.19
小田 玄紀	東京都世田谷区	1,216,800	1.01
株式会社MAYAINVESTMENT	東京都港区三田二丁目20番3号	1,115,000	0.93
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町四丁目 4 番10号	900,000	0.75
計	-	21,225,112	17.64

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,435,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 120,270,400	1,202,704	
単元未満株式	普通株式 22,400		
発行済株式総数	122,727,800		
総株主の議決権		1,202,704	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権50個)含まれております。

【自己株式等】

2024年 3 月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リミックスポイント	東京都港区虎ノ門四丁目 3番9号	2,435,000	-	2,435,000	1.98
計		2,435,000	-	2,435,000	1.98

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

役員株式所有制度の概要

当社は、役員が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な財産形成の一助とすること及び、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への意欲を高めることを目的として、役員持株会制度を導入しております。

役員持株会に取得させる予定の株式の総数 特段の定めは設けておりません。

当該役員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 役員については、当社の取締役、執行役員に限定しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

ET ()	当事業	美 年度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-	
消却の処分を行った取得自己株式			-	-	
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	1,625,000	783,177,956	-	-	
その他	-	-	-	-	
保有自己株式数	2,435,000	-	2,435,000	-	

3 【配当政策】

当社は、「事業の成長・拡大および経営効率・収益性の向上により企業価値を高めつつ、財務基盤の健全性の確保、資本効率の向上、株主還元の強化をバランスよく追及することを基本的な方針とし、資本政策に取り組むこととしており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。

当社は会社法第454条第5項に基づいて中間配当制度を採用しており、配当の決定は、中間配当及び期末の配当のいずれも取締役会としております。

2024年3月期の業績は、各セグメントにおける業績が前期と比べ好調に推移したことから、営業利益・経常利益とも前期を上回り黒字化を達成いたしましたが、今後M&A等、既存事業と親和性の高い事業領域や新たな事業機会が創出される分野への投資、及び、人材の確保等を通じて組織力を強化し、当社グループの更なる収益規模拡大に向けた機動的戦略の実行を図るべく、2024年3月31日を基準日とする配当につきましては、無配とさせていただきます。

2025年3月期につきましては、上記記載のとおり、エネルギー価格の変動リスク等に適切に対応することにより、既存事業における安定的な収益確保は見込んでいるものの、今後、M&A等、既存事業と親和性の高い事業領域や新たな事業機会が創出される分野への投資や、人材確保等を通じた組織力の強化によって、当社グループの更なる収益規模拡大に向けた機動的戦略の実行を図る方針であることから、配当は未定とさせていただきます。

- 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
 - コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、法令遵守・企業倫理の徹底を行うとともに、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備・運用を通じて、ステークホルダーからの信頼の向上と健全な企業経営を実現することを経営上の最優先課題として位置づけております。

以上のことから、当社は、当社グループが、株主をはじめとするステークホルダーの期待・信頼に応えつつ、経営の効率性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定めております。当該基本方針において、次のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を定め、これを実践してまいります。

- 1. 当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスのあり方を追求し、その充実に継続的に取り組む。
- 2. 当社は、当社グループの持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、その経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。
- (1) 株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使できる環境の整備に努め、株主の実質的な平等性を確保する
- (2) 株主・お客さま・従業員・取引先および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の構築・維持に努めるとともに、健全な事業活動に 資する企業文化・風土を醸成する。
- (3) 会社情報を適時かつ適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 会社法上の機関設計は監査等委員会設置会社とし、独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築 し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- (5) 財務報告の信頼性確保をはじめとする内部統制システムの整備・運用を充実する。
- (6) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

企業統治の体制

イ.企業統治の体制の概要およびその採用理由

当社は、監査等委員会設置会社を採用しておりますが、これは、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し取締役会の監査・監督機能を強化することにより、経営の透明性と客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。また、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、次のとおりコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を定めております。

- 1. 当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスのあり方を追求し、その充実に継続的に取り組む。
- 2. 当社は、当社グループの持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、その経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使できる環境の整備に努め、株主の実質的な平等性を確保する。

株主・お客さま・従業員・取引先および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の構築・維持に努めるとともに、健全な事業活動に資する企業文化・風土を醸成する。

会社情報を適時かつ適切に開示し、透明性を確保する。

会社法上の機関設計は監査等委員会設置会社とし、独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。

財務報告の信頼性確保をはじめとする内部統制システムの整備・運用を充実する。

中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

当社における取締役会は、本有価証券報告書提出日(2024年6月27日)現在で、監査等委員でない取締役2名(男性2名)及び監査等委員である取締役4名(男性4名)で構成されております。そのうち社外取締役は3名(監査等委員である取締役のうち3名が社外取締役)であり、取締役の50%を社外取締役で構成することにより、取締役会の監視・監督機能が強化されることを期待しております。

内部統制に関する主要機関は次のとおりです。

a 取締役会

企業統治に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。また、重要事項の審議・決 裁のために意思決定の迅速化を図るためにも、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

b 監査等委員会

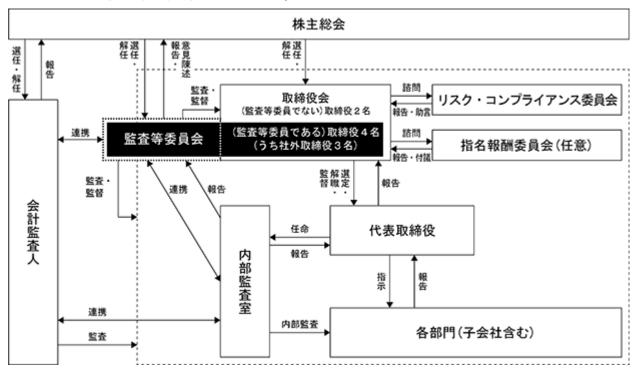
原則として月1回開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役は、内部監査室から監査 結果等の報告を受けるとともに、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行ってお ります。

c リスク・コンプライアンス委員会

当社グループのリスク管理およびコンプライアンスに関する具体的な施策を検討し実施するために設置 しております。監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役ならびに当社及び子会社の主要役職 員により構成されています。

d (任意の)指名報酬委員会

当社取締役会の任意の諮問機関として、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために重要な役割を担う経営層の人事等に関する決定に係るプロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ強化することを目的に、任意の指名報酬委員会を2021年4月22日の当社取締役会の決議に基づき設置しております(前身は、取締役会決議による任意の指名委員会)。任意の指名報酬委員会は、取締役会の決議によって取締役から選定された3名以上の委員で構成し、そのうち過半数は社外取締役となっています。



- 口.「内部統制システムの整備に関する基本方針」
- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
 - (2) 「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
 - (3) 取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
 - (4) 「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
 - (5) 取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
 - (6) 内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
 - (7) 内部監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
 - (8) 反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
 - (2) 取締役又は監査等委員である取締役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会はリスク管理規程に則りリスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。
 - (2) 各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する。
 - (3) 新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
 - (4) 内部統制監査部門は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の 監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (2) 職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
 - (3) 取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
 - (4) 情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより職務執行の効率化を図る。

- 5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という)の業務の適正を確保するために、また、グループ間取引の適正の確保を図るため、関係会社管理規定に基づき、当社グループに関する業務の全般を管理し、監視体制及び報告体制を確保する。
 - (2) 子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう、関係会社管理規程において協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化するとともに、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。子会社の取締役は、当社の役員連絡会、取締役会及びその他のレポーティングルートを通じて、自社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等について、当社に対し定期的な報告を行う
 - (3) 当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。また、当社グループ各社に共通する間接部門の業務についてはできるだけ共有化を図り、グループ全体で効率的な経営に努める。
 - (4) 監査等委員会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。
- 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する 指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。
- 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に 違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告 する。
 - (2) 内部監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
 - (3) 監査等委員会から求めがあった場合には、当社グループの取締役、監査役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
 - (4) 監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
 - (5) 監査等委員会に直接間接を問わず報告・通報又は説明を行った者に対して、当該報告・通報又は説明を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内に周知徹底する。
- 8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
 - (2) 会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き事後の償還請求に応じる。
 - (3) 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。
 - (4) 監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率性に留意するものとする。

- 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - (2) 代表取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く)、子会社取締役、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
 - (3) 監査等委員会は、会計監査人、子会社監査役及び内部監査室と、当社グループの監査に関して定期的に 意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。

10.財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

また、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力への対応に関する当社の基本方針は次のとおりであります。

- (1) 当社は、反社会的勢力に対して組織全体として対応を行うとともに、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保するものとする。
- (2) 当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶しなければならない。
- (3) 当社は、反社会的勢力による不当要求はこれをあくまで拒絶する。反社会的勢力による不当要求が組織や当会社の役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
- (4) 当社は、有事においては、民事と刑事の両面から法的対応を行うことを躊躇しない。
- (5) 当社は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金等の提供その他便宜の供与を行わない。
- (6) 当社は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で一切の取引を行ってはならない。

八.リスク管理体制の整備の状況

上述の「ロ.内部統制システムの整備の状況」中の、「内部統制システムの整備に関する基本方針 (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載された体制を整備しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である山田庸一氏、江田健二氏および高木浩二氏は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

会社補償契約

当社は取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(1)被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職

(2)保険内容の概要

被保険者が負担することとなる法律上の賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

取締役、会計監査人の責任免除

当社は、取締役、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む)、及び会計監査人(会計監査人であったものを含む)の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役、会計監査人が期待される能力を十分に発揮しやすい環境を整えることを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役は、それぞれ10名以内にする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等の決定権限を取締役会に付与することにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会、(任意の)指名報酬委員会及びリスク・コンプライアンス委員会の活動状況

(1) 取締役会の活動状況

区分	氏 名	出席状況
代表取締役社長CEO	高橋 由彦	全18回中18回
取締役レジリエンス事業部長	秋田 真人	全18回中13回
監査等委員である取締役	瀧澤 文基	全18回中13回
監査等委員である取締役(社外取締役)	高山 雄大	全18回中18回
監査等委員である取締役(社外取締役)	山田 庸一	全18回中18回
監査等委員である取締役(社外取締役)	江田 健二	全18回中13回
監査等委員である取締役(社外取締役)	今川 愼一	全18回中5回
監査等委員である取締役(社外取締役)	江藤 美帆	全18回中5回

- (注) 1.上記の取締役会の開催回数の外、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
 - 2.2023年4月1日から2024年3月31日までに開催された取締役会は18回であり、監査等委員である取締役の今川慎一氏、江藤美帆氏の退任以前開催された取締役会は5回となっております。
 - 3.2023年4月1日から2024年3月31日までに開催された取締役会は18回であり、取締役である秋田 真人氏及び監査等委員である取締役の瀧澤文基氏、江田健二氏の就任以降開催された取締役会は 13回となっております。

当事業年度における取締役会においては、経営に関する重要事項に関する審議・決議のほか、エネルギー事業を取り巻く事業環境の変化への対応、新規投資案件の検討及び当社グループの経営環境を鑑みた事業ポートフォリオの再構築の推進について重点的に審議いたしました。

(2) (任意の)指名報酬委員会

過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。当事業年度は、合計4回開催し、取締役候補者の選定、代表取締役・役付取締役の選定、取締役のスキルマトリックスを含む取締役会の構成に関する事項、並びに取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針及び報酬等の内容等、役員等の人事及び報酬に関する事項について審議いたしました。

区分	氏 名	出席状況
代表取締役社長CEO	高橋 由彦	全4回中4回
監査等委員である取締役	瀧澤 文基	全4回中4回
監査等委員である取締役(社外取締役)	高山 雄大	全4回中4回
監査等委員である取締役(社外取締役)	山田 庸一	全4回中4回
監査等委員である取締役(社外取締役)	江田 健二	全4回中4回
監査等委員である取締役(社外取締役)	今川 慎一	全4回中0回
監査等委員である取締役(社外取締役)	江藤 美帆	全4回中0回

- (注) 1.2023年4月1日から2024年3月31日までに開催された指名報酬委員会は4回であり、監査等委員である取締役の今川慎一氏、江藤美帆氏の退任以前開催された指名報酬委員会は0回となっております。
 - 2.2023年4月1日から2024年3月31日までに開催された指名報酬委員会は4回であり、監査等委員である取締役の瀧澤文基氏、江田健二氏の就任以降開催された指名報酬委員会は4回となっております。

(3) リスク・コンプライアンス委員会の活動状況

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)、監査等委員である取締役ならびに主要役職員により構成され、新たに生じたリスクへの対応として、リスク評価を行い適切な施策を決定するとともに、施策の有効性評価を行っております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	高橋 由彦	1970年 1 月17日	1992年4月 名古屋短資株式会社(現セントラ川株式会社)入社 1997年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限監査法人)入所 2001年4月 公認会計士 登録 2001年7月 野村證券株式会社入社 同社 主計部フィナンシャルアカウングニ課長 2013年2月 公益財団法人財務会計基準機構 出向企業会計基準委員 株式会社アイレップ 入社(経理財当) 東京国税不服審判所 国税審判官 2017年12月 Abalance株式会社でリーポイントジャパン 取 1018年10月 当社 経営管理部長 2019年9月 株式会社ピットポイントジャパン 取 2019年9月 株式会社ピットポイントジャパン 取 2019年9月 株式会社ピットポイントジャパン 取 2019年9月 株式会社ピットポイントジャパン 取 2019年9月 共元会社ピットポイントジャパン 取 2019年9月 株式会社ピットポイントジャパン 取 2019年9月 イブシロン・ホールディングス株式代表取締役(現任)	責任 ティ 務担 (注)3 締役 部長	14,434
取締役	秋田 真人	1977年 8 月15日	2000年4月 ジャベル株式会社 入社 株式会社イントラクトコムジャパン イーエムシー株式会社 入社 当社 第一事業部 部長 当社 エネルギーソリューション 引長 表記 教行役員 エネルギーソリューション部 当社 執行役員 レジリエンス事業部 部長 2023年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部 部長 2023年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部 部長 当社 執行役員 レジリエンス事業部 部長 当社 執行役員 レジリエンス事業部 部長	業部 ショ (注)3 事業	-

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
			2001年4月	株式会社ティアイエスコーポレーショ		(1/4)
				ン 入社		
			2005年7月	ラド・インターナショナル株式会社 入 社		
			2007年4月	← イーエムシー株式会社 入社		
			2013年10月	当社 第一事業部サービス運営グループ		
			2010-1073	マネージャー		
			2018年4月	当社 エネルギーソリューション事業部		
取締役	瀧澤 文基	1979年 3 月15日		第二ソリューション部業務管理グルー	(注) 4	-
(監査等委員)				プ マネージャー		
			2021年4月	当社 エネルギー事業部業務管理部長		
			' ' '	兼 契約管理グループ マネージャー		
			2022年10月	当社 エネルギー事業部業務管理部長		
				兼 電力小売グループ契約チーム シニ		
				アマネージャー 兼 経営管理部担当部		
				長		
			2023年6月	当社 取締役(監査等委員)(現任)		
			1999年 4 月	弁護士登録(東京弁護士会) 九段綜合法律事務所 入所		
			2014年7月	大阪国税不服審判所 国税審判官		
			2016年7月	東京国税不服審判所 国税審判官		
₩7.4 \ 4.0			2018年8月	法律事務所チェスター(現CST法律事務		
取締役 (監査等委員)	山田 庸一	1973年7月17日		所)パートナー弁護士(現任)	(注)5	-
(益且守安貝)			2019年3月	スマートフィナンシャル株式会社(現		
				HashDash株式会社)監査役		
			2019年6月	株式会社ビットポイントジャパン 社外 監査役(現任)		
			2022年6月	当社 取締役(監査等委員)(現任)		
			2000年7月	アンダーセンコンサルティング株式会		
				社(現 アクセンチュア株式会社)入社		
			2005年3月	RAUL株式会社 代表取締役(現任)		
			2014年12月	一般社団法人エネルギー情報センター		
			l <u></u>	理事(現任)		
			2015年4月	デナジー株式会社 取締役(現任)		
			2015年6月2016年8月	当社 取締役(監査等委員) 一般社団法人サステナブルコミュニ		
取締役	江田 健二	1977年1月5日	2010年 8 月	板柱団/A/グスノノノルコミュニ ケーション協会理事(現任)	(注)4	14,000
(監査等委員)	71 2		2018年4月	一般社団法人つなぐ未来研究所理事	(,_,	,
				(現任)		
			2018年7月	株式会社ビットポイントジャパン 監査		
			0040/5 0 5	役 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			2019年8月	一般社団法人環境エネルギー循環セン		
			2019年11月	ター理事(現任) 株式会社JWAT WAVE 取締役(現任)		
			2023年6月	当社 取締役(監査等委員)(現任)		
			2001年10月	弁護士登録(第二東京弁護士会)		
				昂法律事務所 入所		
取締役	高木 浩二	1974年 7 月20日	2010年3月	髙木法律事務所 設立(代表)	(注)5	
(監査等委員)	鸣사 /4ㅡ	1917年 / 月20日	2018年8月	東京双葉法律事務所 パートナー弁護士	(エ) コ	-
			0004年6日	(現任)		
			2024年6月	当社 取締役(監査等委員)(現任)		
			計 			28,434

- (注)1.山田庸一、江田健二、髙木浩二は、社外取締役であります。 2.当社の監査等委員会については次のとおりであります。 委員長 瀧澤文基、委員 山田庸一、委員 江田健二、委員

 - 委員 髙木浩二
 - 3.2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 - 4.2023年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 - 5.2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 - 6. 役員の所有株式数は、2024年6月15日現在のものであります。 なお、この株式数には、当社役員持株会における本人の持分を含めております。

社外取締役の状況

当社の社外取締役は、本報告書提出日現在において3名で、監査等委員4名のうち3名は社外取締役であります。

当社と各社外取締役との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、各氏が現在、過去において取締役である又はあったその他の会社との間で、人的関係、資本的関係および取引関係はありません。なお、社外取締役の所有する当社株式は、リミックスポイント役員持株会を通じての保有分であります。

各社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割は以下の通りであります。

山田庸一氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。江田健二氏は、事業会社の経営及び、エネルギー関連に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。髙木浩二氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。各社外取締役が独立した客観的な立場からそれぞれの知識・経験に基づく高度な情報収集力を組み合わせ、取締役の職務の執行及び内部統制システム、会計監査人の職務の執行等について適切に意見を述べることであります。

なお、当社が定める社外取締役を選任するため会社からの独立性に関する判断基準の概要は、本報告書提出 日現在において、次のとおりであります。

「社外取締役の独立性判断基準」

当社は、当社における社外取締役の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外取締役(その候補者も含む。 以下同様とする)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の項目のいずれにも該当しないと 判断される場合には、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

ただし、以下の第2項乃至第10項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、 当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役 の要件を充足としており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説 明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができるものとします。

独立取締役の選定に際しては、選定過程の透明性および公平性を確保し、独立取締役がその期待される役割を十分に果たすことを可能とするため、取締役会において独立取締役に十分に説明しその了解を得るか、独立取締役の推薦または同意を得るものとします。

また、当社において、現在、独立取締役の地位にある者が独立取締役として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要するものとします。

- 1. 当社およびその現在の子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役、常勤監査役、執行役員または支配人その他の使用人、理事等(以下「業務執行者」という)ではなく、また、その就任の前10年間においても当社またはその現在の子会社の業務執行者ではなかったこと。
- 2. 当社の大株主(直近の事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう)ではなく、または大株主が法人、組合等の団体である場合には当該大株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者ではないこと。
- 3. 当社の現在の兄弟会社(当社と同一の親会社等(当該会社の経営を支配している者を含む)を有する他の会社をいう)の業務執行者ではないこと。
- 4.次のいずれかに該当する取引先等または当該取引先等、その親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者ではないこと。
 - (1)当社グループの主要な取引先(当社グループの製商品等の販売先または仕入先であって、直近事業年度における年間取引金額が当社の連結売上高または当該取引先の連結売上高の2%以上のものをいう)
 - (2)当社グループの主要な借入先(当社グループが借入を行っている金融機関等であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関等の連結総資産の2%以上のものをいう)
 - (3)当社グループが議決権ベースで直接・間接で10%以上の株式を保有する企業等
- 5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士ではないこと。
- 6. 当社グループから、役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等、専門的サービスを行う者ではないこと。
- 7. 当社グループから、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム、アドバイザリー・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者ではないこと。
- 8. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の理事その他の業務執行者ではないこと。

有価証券報告書

- 9. 社外役員の相互就任関係(当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役または社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう)となる他の会社の業務執行者ではないこと。
- 10.近親者(配偶者、二親等内の親族または同居の親族をいう)が第1項乃至第9項のいずれか(第5項乃至 第7項を除き、重要な業務執行者に限る)に該当していた者ではないこと。
- 11.過去5年間において、第2項乃至第10項のいずれかに該当していた者ではないこと。
- 12.前各項の定めにかかわらず、その他、当社の一般株主全体との関係において、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者ではないこと。

社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門と の関係

社外取締役による監督は、毎月1回以上の取締役会において取締役の業務執行が報告され、監督を行っております。内部監査との関係につきましては、毎月1回以上内部監査室による内部監査結果が監査等委員会において報告されております。監査等委員による監査は、内部統制部門が構築した内部統制システムを活用し、会計監査と相互に連携して行っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当事業年度における監査等委員会は、会計や法務などの専門性や他社における経営経験など、豊富な知見を有する監査等委員である取締役4名(社外取締役は3名)で構成されております。当社における監査等委員会監査は、原則として月1回開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役は、内部監査室から監査結果等の報告を受けるとともに、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行っております。また、子会社の監査役と連携し、適宜、情報・意見の交換を図っております。なお、当社業務部門、事業拠点、役職員等のいずれの数も比較的少ないのに加え、内部監査室による内部監査結果が監査等委員会において、取締役の業務執行の状況が取締役会において、毎月1回以上報告されているほか、内部通報制度や役員連絡会等を通じて情報収集が容易である等、内部統制システムを通じて十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

当事業年度における監査等委員の主な活動状況は、次のとおりであります。

コチボー及にの「	がる血直寸安良の工な行動状がは、次のこのうでのうなす。
氏名	活動状況
瀧澤 文基	当事業年度開催の監査等委員会15回のうち10回に出席し、業界への知見の他、コンプライアンスに関する経験や知識を有しております。
高山雄大	当事業年度開催の監査等委員会15回の全てに出席し、会計分野における豊富な経験及び見識並びに会計士としての専門的知見及び経験から必要な発言を適宜行っております。
山田 庸一	社外取締役就任後開催の監査等委員会15回の全てに出席し、コンプライアンス全般に 関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行ってお ります。
江田 健二	当事業年度開催の監査等委員会15回のうち10回に出席し、事業会社の経営及び、エネルギー関連に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
今川 愼一	当事業年度開催の監査等委員会15回の5回に出席し、公共性の高い企業において国内外における豊富な経験と高度な見識から必要な意見を適宜行っております。
江藤 美帆	当事業年度開催の監査等委員会15回のうち5回に出席し、IT業界及びマーケティング 業界における事業運営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識から必要な意見 を適宜行っております。

- (注) 1.2024年6月27日開催の第21期定時株主総会の決議に基づき就任した、監査等委員髙木浩二は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。
 - 2.2023年4月1日から2024年3月31日までに開催された監査等委員会は15回であり、監査等委員であった取締役の今川慎一、江藤美帆氏の退任以前開催された監査等委員会は5回となっております。
 - 3.2023年4月1日から2024年3月31日までに開催された監査等委員会は15回であり、監査等委員である取締役の瀧澤文基、江田健二氏の就任以降開催された監査等委員会は10回となっております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、内部統制システムの整備・運用状況、監査方針・監査計画策定、会計監査人の監査の評価、及び取締役会の実効性評価等です。また、監査等委員である取締役の活動としては、取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監督をおこなうとともに、原則として月1回開催される役員連絡会において、代表取締役、取締役(監査等委員である取締役を除く)、主要管理職及び子会社社長に出席を求め、当社の経営・事業に関する情報及び意見の交換を行い、密度の濃い監査等を実施しております。また、監査等委員である取締役は、会計監査人の監査の独立性と適正性を確認しながら、会計監査人から監査計画及び監査結果に関する報告を受けるとともに、会計監査人と情報及び意見の交換を適宜行っております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社における内部監査は、代表取締役社長の直轄部門である内部監査室(1名)が、経営諸活動の管理・運営の制度および業務の遂行状況を合法性・合理性の観点から検証・評価し改善に貢献することにより、会社財産の保全ならびに経営の合理化・効率化および業務の適正化に寄与することを目的に、当社に対する内部監査を行い、この内部監査の結果について、定期的に代表取締役社長や監査等委員会に対し報告をしております。

また、内部統制システムの構築・運用状況の評価については、内部監査室が経営管理部その他関連組織及び子会社と連携のうえ行っております。

b. 内部監査、監査等委員会及び会計監査の相互連携

内部監査室は、月1回開催される監査等委員会に出席し、必要に応じて各事業部門や子会社に対する内部 監査の結果、発見された課題等の共有を行っております。また、内部監査室は、財務報告に係る内部統制 の整備・運用状況や内部監査の活動状況について、会計監査人と定期的に意見交換や情報共有を行いなが ら、相互連携に努めています。さらに、内部監査室は、監査等委員会とともに、会計監査人から監査計画 や会計監査結果(四半期レビュー・年度監査)、及び監査上の主要な検討事項等について説明を受けるな どして情報共有に努めています。

C. 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査室は、その独立性を確保するため、代表取締役社長の直轄部門として組織され、定期的に代表取締役社長へ内部監査の結果等について直接報告するほか、月1回開催される監査等委員会へ出席し、必要に応じて各事業部門や子会社に対する内部監査の結果、発見された課題等の共有を行っております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称 アスカ監査法人
- b. 継続監査期間 13年間
- c.業務を執行した公認会計士 指定社員 若尾 典邦 指定社員 小原 芳樹
- d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、その他7名で構成されております。

(会計監査人の異動)

当社は、2024年6月27日開催の第21期定時株主総会において会計監査人の選任を決議しており、当社の会計監査人は次のとおり異動しております。

第21期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) アスカ監査法人

第22期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) HLB Meisei有限責任監査法人

なお、臨時報告書への記載事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

アスカ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2024年6月27日(第21期定時株主総会開催日)

- (3) 退任監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 2011年6月9日
- (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項 該当事項はありません。
- (5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるアスカ監査法人は、2024年6月27日開催予定の第21期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。同監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると判断しておりました。しかし、同監査法人より、監査業界を取り巻く環境が変化する中、監査品質を確保するための人員確保が困難であるとして、任期満了をもって監査契約の継続を辞退したい旨の申し出があったことに伴い、複数の監査法人と面談を行い、当社グループの事業規模に適した監査体制で会計監査を適切かつ妥当に遂行可能な会計監査人を総合的に検討してまいりました。HLB Meisei有限責任監査法人が当社の会計監査人として求められる必要な専門性、独立性及び品質管理体制を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営を行うことができること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断いたしました。その結果、新たにHLB Meisei有限責任監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任にあたっての方針は以下の通りです。

監査法人としての独立性及び品質管理体制、並びに監査チームとしての専門性及び監査手続の適切性を 具備していること。

当社グループの展開する事業分野に対する理解度が高く、より専門的かつ適切な監査が可能であること。

監査報酬見積額についてその算定根拠が合理的であり、見積額が適切であること。

以上を総合的に検討した結果、アスカ監査法人を会計監査人として選定しております。

監査法人の再任に際しては、監査等委員会が定める「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に 照らして、該当する事実の有無について担当部署や監査法人との面談等を通じて確認を行い、その結果を 総合的に勘案して判断しております。当該方針は、次のとおりです。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等に留意し、毎期検討を行います。その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

f.監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会として、監査法人の再任手続の過程で、監査法人から品質管理体制、独立性や専門性、 監査計画、監査結果の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、 それらを踏まえていずれの事項についても問題ないとの評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

E ()	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	
提出会社	18	-	19	-	
連結子会社	5	-	-	-	
計	24	1	19	-	

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

監査日数等を勘定した上で決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したためであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定等については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において次のとおり定めております。

- 1.業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
- 2.独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
- 3. 取締役の報酬等については、取締役会が株主総会に提出する議案の内容を定め、監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の額については、過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会において審議する。監査等委員会は、監査等委員でない取締役の報酬等について意見を述べることができる。
- 4. 当社は、取締役に対して支払われた報酬等の額について、適用される法令・規則等に基づき、適切な方法により開示する。

(役員の報酬等の決定権者)

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で代表 取締役が報酬案を策定しております。監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の額については、過半 数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会において審議及び決議しております。監査等委員会 は、監査等委員でない取締役の報酬等について株主総会で意見を述べることができます。

b. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に基づき全員一致の決議によって決定しております。

(役員の報酬等に関する株主総会決議の内容)

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

2018年6月28日開催の第15期定時株主総会(当時の取締役は8名)において、報酬等総額は年額1,000百万円以内(うち社外取締役分は200百万円以内)(ただし、いずれも従業員分給与は含まれない)と決議されております。なお、定款において取締役の員数は10名以内と定めております。

b. 監査等委員である取締役

2015年6月26日開催の第12期定時株主総会(当時の監査等委員である取締役は4名)において、報酬等総額は年額200百万円以内と決議されております。なお、定款において監査等委員である取締役の員数は10名以内と定めております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の	の 報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる
役員区分	総額 (百万円)	固定報酬	賞与	退職慰労金	左記のう ち、非金銭 報酬等	役員の員数 (名)
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	32	22	10	-	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	5	4	1	-	-	1
社外役員	12	12	-	-	-	5

- (注) 1. 当事業年度末現在の社外役員の員数は、監査等委員である取締役5名であります。
 - 2.役員ごとの報酬等の総額等については、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
 - 3.取締役の報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。なお、従業員兼務取締役の従業員分給与のうち重要なものはありません。
 - 4.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - (1) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法 当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当 該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、取締役会で選任された過半数が社 外取締役で構成される任意の指名報酬委員会に諮問しております。
 - (2) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

代表取締役が当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬等 案を策定します。その後、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、任意の指名報 酬委員会における審議及び決議により決定いたします。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した 理由

任意の指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式とし、保有により業務提携関係の維持・強化につながるものを純投資目的以外の目的である投資株式とする方針です。

投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した銘柄については、原則として純投資目的の運用方針に基づき、売却または保有を判断しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

当社は、政策投資を目的とする株式(以下「政策保有株式」といいます。)については、パートナーとの関係強化や協業促進など戦略的意義が認められ、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合を除き、保有しない方針としております。また、政策保有株式を保有するに至った場合、個別の銘柄について、その保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を、毎年、取締役会において具体的に精査し、保有の適否を検証することとしております。この検証の結果を踏まえ、政策保有株式の保有の意義が失われた場合には、当該保有株式の処分を検討することとしております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	37

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	
BlockTower Capital LLC	37	

第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に 基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、アスカ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、次のような対応をとっております。会計基準の変更等について正確な情報を収集するために、公益財団法人財務会計基準機構に加入するとともに、同機構、監査法人、各種団体等の主催する研修会・講習会等に参加しております。さらに、顧問税理士や公認会計士等から適宜助言を得て適切な会計処理を行うようにしております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告をしております。

1 【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年 3 月31日)
資産の部	(2020- 3730111)	(2021 37)01
流動資産		
現金及び預金	11,173	13,573
売掛金及び契約資産	1 4,061	1 3,554
商品	221	25
製品	16	
原材料及び貯蔵品	69	1
仕掛品	-	
未収法人税等	1,173	1
営業投資有価証券	355	
自己保有暗号資産	120	6
その他	623	30
貸倒引当金	196	6
	17,620	17,71
有形固定資産		
建物及び構築物	80	2 14
減価償却累計額	9	3
	71	11
	76	8
減価償却累計額	40	5
- 車両運搬具及び工具器具備品(純額)	35	3
	-	2 6
	107	20
ソフトウエア	83	6
ソフトウエア仮勘定	-	2
	83	9
投資有価証券	70	3
敷金及び保証金	1,389	1,27
固定化債権	2	9
繰延税金資産	-	1
その他	1	36
貸倒引当金	2	9
投資その他の資産合計	1,461	1,69
固定資産合計	1,651	1,99
	19,271	19,71

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
置掛金	520	565
未払金	430	142
預り金	348	97
短期借入金	-	з 100
1 年内返済予定の長期借入金	-	2 93
未払法人税等	774	14
その他	371	308
流動負債合計	2,445	1,322
固定負債		
長期借入金	-	2 422
繰延税金負債	0	-
固定負債合計	0	422
負債合計	2,445	1,744
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,877	10
資本剰余金	3,268	10,662
利益剰余金	7,629	8,462
自己株式	1,956	1,173
株主資本合計	16,819	17,962
新株予約権	6	7
純資産合計	16,826	17,969
負債純資産合計	19,271	19,714

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

	 前連結会計年度	(単位:百万円 当連結会計年度
	前建編云訂年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	ョ遅縮云前午度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	1 32,789	1 20,48
売上原価	2 31,167	2 16,66
売上総利益	1,621	3,82
販売費及び一般管理費	з 3,472	з 2,07
営業利益又は営業損失()	1,850	1,74
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
経営指導料	215	
為替差益	4	
補助金収入	<u>-</u>	1
貸倒引当金戻入額	-	
違約金収入	-	2
その他	30	
営業外収益合計	251	5
当業外費用		
支払利息	_	
持分法による投資損失	104	
投資事業組合運用損	0	
暗号資産評価損	-	
支払手数料	2	2
新株予約権発行費	1	
株式交付費	6	
貸倒引当金繰入額	4	
その他	2	
営業外費用合計	124	
7.W < 1.V = 1.1.7.W F. U	1,722	
登宮利益乂は経宮損失() 寺別利益	1,722	1,75
^{すの利益} 国定資産売却益	4 59	4
回足員生元却益 関係会社株式売却益	0.004	4
	5 8,921	
新株予約権戻入益	- 0.004	
特別利益合計	8,981	
寺別損失 		
固定資産除却損	-	6
投資有価証券評価損	-	
移転費用	-	2
のれん償却額	-	59
減損損失	<u> </u>	7 5
特別損失合計	-	74
说金等調整前当期純利益 	7,258	1,01
去人税、住民税及び事業税	3,940	1
去人税等還付税額	-	5
去人税等調整額	51	2
去人税等合計	3,991	5
当期純利益	3,267	1,07
親会社株主に帰属する当期純利益	3,267	1,07

【連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)_
	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	3,267	1,070
包括利益	3,267	1,070
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,267	1,070
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	お1代本 J2台9代程	総具性ロ引
当期首残高	7,180	7,201	268	18	14,096	18	14,114
当期変動額							
新株の発行	697	697			1,395		1,395
欠損填補		4,630	4,630		-		
自己株式の取得				1,938	1,938		1,938
親会社株主に帰属す る当期純利益			3,267		3,267		3,267
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						12	12
当期変動額合計	697	3,933	7,897	1,938	2,723	12	2,711
当期末残高	7,877	3,268	7,629	1,956	16,819	6	16,826

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				新株予約権	√ 公产会⇒	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	おげへ J/おり作	純資産合計
当期首残高	7,877	3,268	7,629	1,956	16,819	6	16,826
当期変動額							
新株の発行	0	0			0		0
資本金から資本剰余 金への振替	7,867	7,867			-		1
株式交換による変動		474		783	308		308
剰余金の配当			237		237		237
親会社株主に帰属す る当期純利益			1,070		1,070		1,070
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						1	1
当期変動額合計	7,867	7,394	832	783	1,142	1	1,143
当期末残高	10	10,662	8,462	1,173	17,962	7	17,969

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,258	1,016
減価償却費	268	52
貸倒引当金の増減額(は減少)	145	44
新株予約権戻入益	-	1
減損損失	-	52
受取利息及び受取配当金	1	5
支払利息	-	1
関係会社株式売却損益(は益)	8,921	-
株式交付費	6	0
新株予約権発行費	1	1
のれん償却額	-	629
持分法による投資損益(は益)	104	-
固定資産売却益	59	0
固定資産除却損	-	0
移転費用	-	26
投資有価証券評価損益(は益)	-	66
投資事業組合運用損益(は益)	0	3
関係会社事業損失引当金の増減額(は減少)	0	-
売上債権の増減額(は増加)	2,090	541
棚卸資産の増減額(は増加)	164	45
利用者暗号資産の増減額(は増加)	23,037	-
自己保有暗号資産の増減額(は増加)	1,932	27
差入保証暗号資産の増減額(は増加)	636	-
預託金の増減額(は増加)	2,778	-
敷金及び保証金の増減額(は増加)	32	51
その他流動資産の増減額(は増加)	415	388
仕入債務の増減額(は減少)	117	39
未払金の増減額(は減少)	244	302
預り金の増減額(は減少)	2,354	255
預り暗号資産の増減額(は減少)	23,037	
未払消費税等の増減額(は減少)	91	299
借入暗号資産の増減額(は減少)	593	
その他流動負債の増減額(は減少)	79	62
その他	5	91
· 小計	719	2,005
- 利息及び配当金の受取額	1	5
利息の支払額	-	1
法人税等の還付額	0	1,215
法人税等の支払額	6,124	777
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,843	2,447
ロ未加助によるイドックユ・ノロー	0,043	۷,441

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付けによる支出	326	-
貸付金の回収による収入	326	-
有形固定資産の取得による支出	44	6
有形固定資産の売却による収入	-	0
無形固定資産の取得による支出	250	35
無形固定資産の売却による収入	648	-
暗号資産の売却による収入	-	24
関係会社株式の売却による収入	4,656	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ る収入	-	з 114
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る収入	2 8,688	-
敷金及び保証金の差入による支出	8	132
敷金及び保証金の回収による収入	0	201
出資金の払込による支出	14	90
出資金の払戻による収入	10	44
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,685	120
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	100
長期借入れによる収入	-	21
長期借入金の返済による支出	-	52
自己株式の取得による支出	1,938	-
新株予約権の発行による収入	6	3
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,367	0
配当金の支払額	-	237
財務活動によるキャッシュ・フロー	564	164
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,277	2,403
現金及び現金同等物の期首残高	4,896	11,173
現金及び現金同等物の期末残高	1 11,173	1 13,577

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 4社

(2)主要な連結子会社の名称 フェルディングス株式会社(以下「イプシロン・ホールディング

ス」と言います)

株式会社ゼロメディカル(以下「ゼロメディカル」と言います)

なお2023年12月1日付で、ゼロメディカル他1社を完全子会社にしたことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1)持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 -社
- (2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況 該当事項はありません。
- 3.連結子会社の事業年度等に関する事項

イプシロン・ホールディングスの決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 4 . 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取 り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

(1)商品

レジリエンス事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によってお

ります。

メディカル事業 : 主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており

ます。

(2)原材料

レジリエンス事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によってお

リ ます。

(3) 仕掛品

メディカル事業 : 主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており

ます。

暗号資産に係る会計処理の方法

(1) 暗号資産の期末評価

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(2) 暗号資産の取引に係る損益

暗号資産に係る損益(評価損益を含む)は、連結損益計算書上営業外損益に計上しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用 しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3~22年車両運搬具2~3年工具器具備品2~10年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足による収益を認識しております。

・レジリエンス事業

商品・製品販売

主に需要に沿ったエネルギー関連商材及び感染症対策商材等の販売を行うものであり、顧客に商品・製品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請に係る支援業務を行うものであり、当該支援業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務の充足は、補助金等の交付決定があった日の一時点で認識しております。これは、支援を実施した申請に対して補助金等の交付決定がなされたことをもって履行義務が完了したものとする内容の契約を顧客と締結しているからであり、申請の完了で履行義務が充足されるものではなく、一定期間にわたり履行義務が充足されるものでもないためです。

・メディカル事業

メディカル事業では主に歯科・医科の医療機関向けに対する営業支援を目的としたソフトウェアのライセンス 販売、HPの制作等を行っております。

ソフトウェアのライセンス販売に係る収益は、顧客との販売契約等に基づいてソフトウェアの使用権を許諾する履行義務を負っております。

ソフトウェアのライセンス販売については、使用権の性質を有するライセンスの供与であるため、ライセンス が顧客に供与される時点において収益を認識しております。

HPの制作等は、顧客との契約における義務を履行することにより資産価値が増加し、当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することになるため、その進捗度に応じて収益を認識しております。ただし、期間がごく短いものについては、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1.棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)	
商品	221百万円	251百万円	
製品	16百万円	0百万円	
原材料及び貯蔵品	69百万円	13百万円	
棚卸資産評価損(売上原価)	145 百万円	67百万円	

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

収益性の低下の事実を反映するように、品目ごとに過去の販売実績等をもとに将来の販売見込数量を見積も

り、当該見込み数量を上回る棚卸資産について、簿価の切下げの対象とすべき滞留在庫としております。

棚卸資産の将来の販売見込数量の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込数量の見積りが想定を下回った場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に 重要な影響を与える可能性があります。

2.のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2024年 3 月31日)	
のれん償却額(特別損失)	598 百万円	

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんの償却期間については、取得時点における事業計画に基づく投資の回収期間等を勘案し、超過収益力の効果の発現期間を見積もっております。

また、のれんの減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の要否を判定しております。なお、当連結会計年度においては、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正2024年3月22日 会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、保有する子会社株式につき関係会社株式評価損を計上したことに伴って連結財務諸表ののれん全額にあたる598百万円ののれん償却額を特別損失に計上しております。

3.エネルギー事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上 連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」の2.に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(営業投資有価証券)

当社は、2023年5月12日付で金融関連事業を廃止いたしました。これに伴い、同日付で、連結貸借対照表上、流動資産の「営業投資有価証券」341百万円を、固定資産の投資その他の資産の「その他」237百万円及び「投資有価証券」104百万円に振り替えております。

また、上記の投資有価証券等に関連する損失は、特別損失の投資有価証券評価損に66百万円、営業外費用の投資事業組合運用損に3百万円、それぞれ計上しております。

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。仮想通貨に関する注記は以下のとおりであります。なお、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により資金決済法が改正され、「仮想通貨」は「暗号資産」に呼称変更されており、以下の注記では「暗号資産」と記載しております。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
保有する暗号資産(預託者から預かっている暗号資産を除く)	120百万円	68百万円
預託者から預かっている暗号資産	- 百万円	- 百万円
合 計	120百万円	68百万円

(2)保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

ALVO COMP. MIC 13 PE Y COMP. SACTE								
	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)		当連結会計年度 (2024年3月31日)					
種類	保有数量(単位)	連結貸借対照表 計上額	保有数量 (単位)	連結貸借対照表 計上額				
ディープコイン	255,000,000 DEP	120百万円	188,681,014 DEP	68百万円				

(連結貸借対照表関係)

1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
売掛金	3,607百万円	3,162百万円
契約資産	454百万円	392百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (2024年 3 月31日)
 建物	- 百万円	40百万円
土地	- 百万円	49百万円
計	- 百万円	89 百万円
	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年 3 月31日)
 長期借入金	- 百万円	

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (2024年 3 月31日)
当座貸越極度額	- 百万円	500百万円
借入実行残高	- 百万円	100百万円
差引額	- 百万円	400 百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下にともなう簿価切下後の金額であり、次の棚卸評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
 145百万円	

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給与手当	752百万円	664百万円
賞与	373百万円	149百万円
広告宣伝費	261百万円	11百万円
販売促進費	93百万円	14百万円
業務委託費	160百万円	122百万円
支払手数料	207百万円	156百万円
のれん償却額	- 百万円	31百万円
貸倒引当金繰入額	150百万円	17百万円

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
ソフトウェア	59百万円	 - 百万円
車両運搬具及び工具器具備品	- 百万円	0百万円
計	59百万円	0百万円

5 関係会社株式売却益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社の連結子会社であったBPJの株式について、2022年7月1日付でその一部を、2023年3月31日付で残りすべてを譲渡したことによるもので、それぞれ8,226百万円、695百万円であります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年 3 月31日)	至 2024年 3 月31日)
 車両運搬具及び工具器具備品		

7 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を認識しております。

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1)減損損失を認識した資産グループの内容

場所	用途	種類		
福岡県粕屋郡	事業用資産	建物、工具器具備品、ソフトウェア		

(2)資産のグルーピング方法

当社グループは、減損会計の適用に当たり、原則として事業単位を基準とした内部管理上の区分に従って資産 グルーピングを行っております。また、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については、全社資産 としております。

(3)減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において、メディカル事業に係る一部の固定資産につき、収益性の低下により回収が見込めなくなったことから、減損損失を認識しております。

(4)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、処分費用見込額を控除して算出しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(5)減損損失の金額

減損損失52百万円は特別損失に計上しており、固定資産の種類ごとの内訳は次のとおりです。

建物	36 百万円
工具器具備品	8 百万円
ソフトウェア	8 百万円
合計	52 百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度期首 増加		当連結会計年度末	
普通株式(株)	116,530,700	6,187,100	-	122,717,800	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加

6,187,100株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
普通株式(株)	60,000	4,000,000	-	4,060,000	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

2022年5月13日の取締役会決議による自己株式の取得 4,000,000株

3.新株予約権等に関する事項

会社名 内訳		目的となる株式の数(株)				当連結会計	
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)	
	第11回新株予約権	普通株式	1,209,800	1	975,100	234,700	1
 提出会社	第14回新株予約権	普通株式	1,410,000		1,350,000	60,000	0
(親会社)	第17回新株予約権	普通株式	2,630,000		2,570,000	60,000	0
	第19回新株予約権	普通株式	-	2,770,000	1,292,000	1,478,000	4
合計		5,249,800	2,770,000	6,187,100	1,832,700	6	

(注) 1.目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しておりま す。

2.目的となる株式の数の変動事由の概要

第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第17回新株予約権の減少は権利行使によるものであります。 第19回新株予約権の増加は発行によるもので、減少は権利行使によるものであります。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年 5 月12日 取締役会	普通株式	237百万円	利益剰余金	2円	2023年3月31日	2023年6月29日

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	122,717,800	10,000	-	122,727,800

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加

10,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,060,000	-	1,625,000	2,435,000

(変動事由の概要)

減少数の内訳は次のとおりであります。

株式交換による減少

1,625,000株

3.新株予約権等に関する事項

A +1 -5	1.45	目的となる	目的となる株式の数(株)				当連結会計
会社名	内訳	株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
	第11回新株予約権	普通株式	234,700	-	234,700	-	-
	第14回新株予約権	普通株式	60,000		10,000	50,000	0
提出会社 (親会社)	第17回新株予約権	普通株式	60,000	-	-	60,000	0
(3,0=1,1=)	第19回新株予約権	普通株式	1,478,000	-	-	1,478,000	4
	第20期新株予約権	普通株式	-	1,440,000	-	1,440,000	3
	合計		1,832,700	1,440,000	244,700	3,028,000	7

- (注) 1 .目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
 - 2.目的となる株式の数の変動事由の概要

第11回新株予約権の減少は権利失効によるものであります。

第14回新株予約権の減少は権利行使によるものであります。

第20回新株予約権の増加は発行によるものであります。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 5 月12日 取締役会	普通株式	237	2	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金	11,173百万円	13,573百万円
流動資産(その他)	- 百万円	3百万円
- 現金及び現金同等物	11,173百万円	

2 株式の売却により連結子会社ではなくなった会社がある場合には、当該会社の資産及び負債の主な内訳 前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

流動資産	37,148百万円
固定資産	260
流動負債	29,113
固定負債	0
非支配株主持分	4,065
株式売却益	8,226
ビットポイントジャパン株式の売却価格	12,457
ビットポイントジャパンの現金及び現金同等物	3,769
差引:売却による収入	8,688

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

3 株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式交換により新たにゼロメディカルを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに同社の 株式取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	536百万円
固定資産	209
のれん	629
流動負債	240
固定負債	450
ゼロメディカル株式の取得価額	683
ゼロメディカルの現金及び現金同等物	489
株式交換による当社株式の交付価額	308
差引:連結の範囲の変更を伴う子会社	

4 重要な非資金取引

-X.0-1-X-1-X-1		
	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
株式交換による資本剰余金の減少額	- 百万円	474百万円
株式交換による自己株式の減少額	- 百万円	783百万円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を 行うものとしております。

デリバティブ取引は、後述の市場リスクを回避するために利用しており、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、ほとんどが翌月現金及び預金にて支払っております。自己保有暗号資産は市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力小売事業に関する取引保証金、金融関連事業における取引証拠金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、エネルギー事業における電力価格変動によるリスクヘッジをすることを目的とした電力先物取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、相手先毎に残高を把握し 管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)の管理 適時に時価を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、執行部門および管理部門を定めて実施しております。また、信用度の高い取引相手を選択しており、信用リスクは極めて低いと判断しております。なお、ヘッジ会計は適用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 自己保有暗号資産	120	120	-
(2) 敷金及び保証金	1,389	1,389	0
資産計	1,509	1,510	0
デリバティブ取引	(51)	(51)	-

当連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 自己保有暗号資産	68	68	-
(2) 敷金及び保証金	1,275	1,274	1
資産計	1,344	1,343	1
(1) 長期借入金(1年内返済予定長 期借入金を含む)	515	507	8
負債計	515	507	8

- (1)「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」「買掛金」「未払金」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2)市場価格のない金融商品は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	2023年 3 月31日	2024年 3 月31日
非上場株式	174	37
出資金	250	362

(3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,173	-	-	-
売掛金	3,607	-	-	-
合計	14,781	-	-	-

⁽注)敷金及び保証金については償還時期が未定のため上表に含めておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,573	-	-	-
売掛金	3,162	-	-	-
合計	16,735	-	-	-

⁽注)敷金及び保証金については償還時期が未定のため上表に含めておりません。

4. 長期借入金の返済予定額

前連結会計年度(2023年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

=~man (~(===) (= /3+/A)						
	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
長期借入金	93	73	67	58	52	170
合計	93	73	67	58	52	170

5.金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の基礎となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)				
<u>Б</u> Л	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
自己保有暗号資産	120	-	-	120	
資産計	120	-	-	120	
デリバティブ取引					
商品関連	-	51	-	51	
負債計	-	51	-	51	

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)				
<u>Δ</u> η	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
自己保有暗号資産	68	-	-	68	
資産計	68	-	-	68	

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分		時価 (i	万円)	
<u>Δ</u> η	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	1,389	-	1,389
資産計	-	1,389	-	1,389

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)				
<u>Б</u> Л	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
敷金及び保証金	-	1,274	-	1,274	
資産計	-	1,274	-	1,274	
長期借入金(1年内返済予定長 期借入金を含む)	-	507	-	507	
負債計	-	507	-	507	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

暗号資産

自己保有暗号資産は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

これらの時価は、取引先等から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される金利をベースとした 割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他の有価証券は、すべて市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	商品先物取引				
市場取引	エネルギー				
	買建	3	-	(51)	(51)
	合計	3	-	(51)	(51)

当連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません

(ストック・オプション等関係)

1.権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

	CO CH TO CW BXOTTI I	
	前連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
新株予約権戻入益	- 百万円	 1百万円

- 2.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

第11回新株予約権

会社名	提出会社	
決議年月日	2019年5月22日(注)1・(注)2	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 156名 当社子会社取締役 6名 当社子会社従業員 4名	
株式の種類及び付与数	普通株式 1,209,800株	
付与日	2019年7月1日	
権利確定条件	(注) 3	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	
権利行使期間	2020年4月1日~2023年3月31日	

- (注) 1.自社株式オプションであります。
 - 2.公正価値に基づく有償付与であります。
 - 3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも700円以上となった場合。

第14回新株予約権

会社名	提出会社	
決議年月日	2020年6月26日(注)1・(注)2	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社従業員 6名 当社子会社取締役 4名 当社子会社従業員 3名	
株式の種類及び付与数	普通株式 2,360,000株	
付与日	2020年 8 月 7 日	
権利確定条件	(注)3	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	
権利行使期間	2020年11月1日~2024年3月31日	

- (注) 1.自社株式オプションであります。
 - 2.公正価値に基づく有償付与であります。
 - 3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも150円以上となった場合。

第17回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2021年4月22日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 10名 当社子会社取締役 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,680,000株
付与日	2021年 6 月 4 日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2021年9月1日~2025年3月31日

- (注)1.自社株式オプションであります。
 - 2.公正価値に基づく有償付与であります。
 - 3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも350円以上となった場合。

第19回新株予約権

会社名	提出会社	
決議年月日	2022年4月14日(注)1・(注)2	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 10名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 1名	
株式の種類及び付与数	普通株式 2,770,000株	
付与日	2022年 5 月 2 日	
権利確定条件	(注) 3	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	
権利行使期間	2022年 5 月16日 ~ 2025年12月31日	

- (注) 1.自社株式オプションであります。
 - 2.公正価値に基づく有償付与であります。
 - 3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合。

第20回新株予約権

会社名	提出会社	
決議年月日	2023年7月27日(注)1・(注)2	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 当社従業員 21名	
株式の種類及び付与数	普通株式 1,440,000株	
付与日	2023年 8 月14日	
権利確定条件	(注) 3	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	
権利行使期間	2023年11月1日~2027年1月31日	

- (注)1.自社株式オプションであります。
 - 2.公正価値に基づく有償付与であります。
 - 3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも300円以上となった場合。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

第11回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2019年 5 月22日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	234,700
権利確定	-
権利行使	-
失効	234,700
未行使残	-

第14回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2020年 6 月26日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	60,000
権利確定	-
権利行使	10,000
失効	-
未行使残	50,000

第17回新株予約権

711 M 1 1/1 M 1 1/1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M	
会社名	提出会社
決議年月日	2021年 4 月22日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	60,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	60,000

第19回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2022年 4 月14日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	1,478,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	1,478,000

第20回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2023年 7 月27日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	1,440,000
失効	-
権利確定	1,440,000
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	1,440,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	1,440,000

単価情報

第11回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2019年 5 月22日
権利行使価格(円)	388
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	835

第14回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2020年 6 月26日
権利行使価格(円)	94
行使時平均株価(円)	174
付与日における公正な評価単価(円)	254

第17回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2021年 4 月22日
権利行使価格(円)	178
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	192

第19回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2022年 4 月14日
権利行使価格(円)	319
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	285

第20回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2023年 7 月27日
権利行使価格(円)	214
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	218

3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第20回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シュミレーション

主な基礎数値及び見積方法

		第20回新株予約権
株価変動性	(注)1	83.3%
予想残存期間	(注)2	3.5年
予想配当	(注)3	2円/株
無リスク利子率	(注)4	0.0%

- (注) 1.2020年1月から2023年7月までの株価実績に基づき算定しております。
 - 2.権利行使期間を採用しております。
 - 3.直近の配当実績によっております。
 - 4.オプション期間と同年度の年限を有する日本国債の利回りであります。
- 4.ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	-	<u> </u>
税務上の繰越欠損金(注)	1,997百万円	1,679百万円
投資有価証券評価損	77百万円	110百万円
貸倒引当金	60百万円	54百万円
未払事業税	36百万円	0百万円
その他	72百万円	133百万円
繰延税金資産小計	2,244百万円	1,978百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	1,997百万円	1,671百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当 額	247百万円	287百万円
評価性引当額小計	2,244百万円	1,958百万円
繰延税金資産合計	- 百万円	19百万円
繰延税金負債		
その他	0百万円	- 百万円
繰延税金負債合計	0百万円	- 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	0百万円	19百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

前足順公川十及(2020年 37301日)							
	1年以内	1年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	5	11	1,980	1,997
評価性引当額	-	-	-	5	11	1,980	1,997
繰延税金資産 (2)	-	-	-	-	-	-	-

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金1,997百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上しておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内	1年超	2 年超	3年超	4年超	5 年超	合計
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内		
	(百万円)						
税務上の繰越欠損金 (1)	-	1	5	11	26	1,636	1,679
評価性引当額	1	1	5	11	26	1,628	1,671
繰延税金資産 (2)	1	ı	-	1	1	8	8

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金1,671百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	34.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	20.0%	56.1%
関係会社株式売却益の連結調整	2.7%	- %
持分法による投資損益	0.5%	- %
のれん償却額	- %	20.3%
法人税等還付税額	- %	3.0%
その他	1.1%	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.0%	5.3%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ゼロメディカル

医療・福祉・介護に関するコンサルティング業、及び、ウェブサイトの制作、 事業の内容

企画、運用等

企業結合を行った主な理由

互いの取引ネットワーク、人的リソース及び事業のノウハウを最大限活かすことで、ビジネスシェアの拡大 や新たな収益獲得の機会創出につながり、企業価値向上に資すると判断いたしました。

企業結合日

2023年12月1日(株式取得日)

2023年12月31日(みなし取得日)

企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、ゼロメディカルを株式交換完全子会社とする株式交換

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び株式交換によりゼロメディカルの株式を100%取得し、完全子会社化したためです。

(2) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績期間

2024年1月1日~2024年3月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金 375百万円 企業結合日に交付した株式会社リミックスポイントの普通株式の時価 308百万円 取得原価 683百万円

(4)株式の取得別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の種類別の交換比率

ゼロメディカルの普通株式1株: 当社の普通株式2,031.25株及び金468,750円

株式交換比率の算定方法

両社から独立したフィナンシャル・アドバイザーに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づ き当事者間で協議の上、算定しました。

交付した株式数及び金銭

1,625,000株 375百万円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 9百万円

(6) 発生したのれんの金額及び、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

629百万円

発生原因

主としてゼロメディカルが医療・福祉向けのウェブサイトの制作、企画、運用等に関して有していると期待される超過収益力によるものです。

償却方法及び償却期間

5年の均等償却

(7)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	536百万円
固定資産	209
資産合計	745
流動負債	240
固定負債	450
負債合計	690

(8)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	817百万円
営業損失	124
経常損失	28
税金等調整前当期純損失	44
親会社株主に帰属する当期純損失	44
1 株当たり当期純損失	12.34円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、算出された売上高及び損益情報と、取得企業の連結 損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる 金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
期首残高	29百万円	29百万円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	- 百万円	- 百万円
資産除去債務の戻入による減少額	- 百万円	- 百万円
期末残高	29百万円	29百万円

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			
	エネルギー事業	レジリエンス事業	その他事業	計
ー時点で移転される財及びサー ビス	-	637	5,911	6,549
ー定の期間にわたり移転される 財及びサービス	25,269	-	202	25,472
顧客との契約から生じる収益	25,269	637	6,113	32,021
その他の収益	•	-	767	767
外部顧客への売上高	25,269	637	6,881	32,789

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント			
	エネルギー 事業	レジリエンス 事業	メディカル 事業	その他事業	計
一時点で移転される財及びサー ビス	0	1,219	195	96	1,512
一定の期間にわたり移転される 財及びサービス	18,864	-	82	3	18,950
顧客との契約から生じる収益	18,864	1,219	278	100	20,463
その他の収益	21	-	-	2	24
外部顧客への売上高	18,886	1,219	278	102	20,487

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、従来報告セグメントとしていた「自動車事業」及び「金融関連事業」について、当連結会計年度において同事業から撤退したことに伴い廃止しております。

また、ゼロメディカルを子会社化したことから「メディカル事業」を新たに報告セグメントに追加しておりま す

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(エネルギー事業)

エネルギー事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。

当事業は、検針によって顧客の消費電力量を把握し、当該消費電力量に基づき顧客に請求を行うとともに売上を計上しております。しかしながら、検針日と決算日は必ずしも一致しておらず、また、検針により確定した電力供給量に進捗度の見積りは存在しないことから検針日から決算日に至るまでの期間に相当する見積りは、過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金を基礎として行っております。当該情報に基づいて計上された前連結会計年度における売上高は413百万円であり、当連結会計年度における売上高は356百万円であります。

売上高は、顧客と締結した契約内容において約束された対価及び燃料費調整額等を考慮した金額で測定して おります。対価は、電力の供給から1年以内のため、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と 顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(レジリエンス事業)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 」に記載のとおりであります。

(メディカル事業)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位:百万円)

	前連結会計年度		
	期首残高	期末残高	
顧客との契約から生じた債権	1,768	3,607	
契約資産	203	454	

契約資産は、エネルギー事業における顧客との電力供給契約について、期末日時点で履行義務は完了しているものの、未請求である電力供給サービスに係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該電力供給サービスに関する対価は、電力需給約款に従い、検針日後に請求し、請求月の翌月末日までに受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度			
	期首残高期末残高			
顧客との契約から生じた債権	3,607	3,162		
契約資産	454	392		

契約資産は、エネルギー事業における顧客との電力供給契約について、期末日時点で履行義務は完了しているものの、未請求である電力供給サービスに係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該電力供給サービスに関する対価は、電力需給約款に従い、検針日後に請求し、請求月の翌月末日までに受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するための定期的な検討を行う対象となっているものであります。 当社グループは、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。当社グループの報告セグメントは、事業会社(連結ベース)を大きな単位とし、それらに属するサービスおよび製商品別に識別されております。

当社グループは、従来報告セグメントとしていた「自動車事業」及び「金融関連事業」について、当連結会計年度において同事業から撤退したことに伴い廃止しております。

また、ゼロメディカルを子会社化したことから「メディカル事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

また、これまで持分法適用関連会社であったBPJの業績を金融関連事業セグメントに含めるために、セグメント利益を経常利益としておりましたが、すべてのBPJ株式を譲渡したことで、セグメント利益を経常利益から営業利益へと変更し、前期比較についても、前期の数値を営業利益ベースに変更して行っております。

各報告セグメントに属するサービスおよび製商品は次のとおりであります。

(エネルギー事業)

エネルギー事業は、電力小売事業であります。

(レジリエンス事業)

レジリエンス事業は、エネマネ事業者として省エネルギー設備・システム等の提案や省エネルギーに係る投資に対して交付される補助金申請支援を行うほか、家庭用蓄電池システム(remixbattery)及び産業用蓄電池の販売も行っております。

(メディカル事業)

メディカル事業は、2023年12月1日付で株式交換により完全子会社化したゼロメディカルにおいて、主に歯科・医科に対する営業支援を目的としたHPの制作及び運用等を行う医療機関向けウェブクリエーション事業、歯科・医科に特化した経営改善コンサルティングや再生医療に関するマーケティング及びメディア発信等を通して経営支援を行う医療コンサルティング事業、及び、放課後等デイサービスや就労継続支援B型事業所、並びに訪問介護事業所等を運営する福祉関連事業を営んでおります。

(その他事業)

当社で行っているマーケティングコンサルティング事業及び新規事業のほか、第1四半期連結会計期間に事業廃止が完了した自動車事業及び第1四半期連結会計期間に廃止を決議した金融関連事業の損益も含まれております。

2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、「セグメント間の内部売上高又は振替高」は、市場実勢価格および原価を基準に決定した価格に基づき算定することとしております。

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位・百万円)

						(<u>干</u> 匹・ロ/)]]
		報告セク		調整額	連結財務 諸表計上額 (注) 2	
	エネルギー事業	レジリエンス事業	ジリエンス事業 その他事業			
売上高						
外部顧客への売上高	25,269	637	6,881	32,789	-	32,789
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	0	0	0	-
計	25,269	637	6,881	32,789	0	32,789
セグメント利益又はセグメ ント損失()	491	162	49	703	1,146	1,850
セグメント資産	5,365	253	5,886	11,506	7,765	19,271
その他の項目						
減価償却費	19	2	227	249	19	268
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	68	26	170	265	35	300

- (注) 1.調整額は下記の通りであります。
 - (1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 1,146百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2)セグメント資産の調整額7,765百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産8,031百万円、資本連結消去額 101百万円、債権債務消去額 165百万円であります。
 - (3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額35百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
 - 2.セグメント利益又はセグメント損失()の合計は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

報告セグメント							連結財務
	エネルギー事業	レジリエンス 事業	メディカル事業	その他事業	計	調整額 (注) 1	諸表計上額 (注) 2
売上高							
外部顧客への売上高	18,886	1,219	278	102	20,487	-	20,487
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	1	-	1	1	-
計	18,886	1,219	279	102	20,489	1	20,487
セグメント利益又はセグメ ント損失()	2,296	131	7	24	2,445	701	1,743
セグメント資産	4,231	677	639	1,785	7,334	12,379	19,714
その他の項目							
減価償却費	20	6	2	-	29	22	52
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	34	2	-	-	37	5	42

- (注) 1.調整額は下記の通りであります。
 - (1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 701百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2)セグメント資産の調整額12,379百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産12,526百万円、 資本連結消去額 146百万円、債権債務消去額 0百万円であります。
 - (3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5百万円は、各報告セグメントに配分していない全社 資産であります。
 - 2. セグメント利益又はセグメント損失()の合計は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。
 - 3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額を含んでおりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報 セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

		\$	人 1	A+1			
	エネルギー レジリエン メディカル その作 事業 ス事業 事業			その他事業	計	全社・消去	合計
減損損失	-	•	52	•	52	-	52

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位・百万円)

							T 1 · H / J J /
	A 11 11/1-	~ +1					
	エネルギー 事業	レジリエン ス事業	メディカル 事業	その他事業	計	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	31	•	31	-	31
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-

(のれんの金額の重要な変動)

「メディカル事業」セグメントにおいて、ゼロメディカルを当社の連結子会社としたことに伴い、のれんを計上しております。なお、当該事項によるのれんの増加額は、当連結会計年度においては629百万円であります。

「メディカル事業」セグメントにおいて、のれんの減損損失を計上したことにより、のれんの金額に重要な変動が生じております。当該事項によるのれんの減少額は、当連結会計年度においては598百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

			·~ (
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有(被 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)			
				当社			ストックオプ ションの権利行 使 (注1)	326 (3,200,000株)	-	-			
役員	小田 玄紀	-	-	代表取締役	(被所有) 直接0.99%	-	資金の貸付 (注2)	326					
				-10,100 100	直190.00%	且]20.00%	<u> </u>	1,0000		資金の回収 (注2)	326	_	_
							利息の受取 (注2)	0					
役員	高橋 由彦	-	-	当社取締役	(被所有) 直接0.00%	-	ストックオプ ションの権利行 使 (注1)	35 (132,000株)	-	-			
子会社の役員	田代 卓 (注3)	-	-	当社 子会社 代表 取締役	-	-	ストックオプ ションの権利行 使 (注1)	31 (100,000株)	-	-			

- (注) 1.新株予約権の行使は、第11回新株予約権、第14回新株予約権、第17回新株予約権及び第19回新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株 予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
 - 2.資金の貸付については、ストック・オプションの権利行使によるものであります。なお、資金の貸付と回収は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - 3.2022年7月1日付で当社が株式会社ビットポイントジャパン(以下「BPJ」と言います)の株式の一部を譲渡したことに伴い、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の金額を記載し、職業、期末残高については関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有(被 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社の役員	原 征弘	-	-	当社 子会社 代表 取締役	(被所有) 直接1.35%	債務 被保証	子会社銀行借 入に対する債 務被保証 (注)	96		-

(注)子会社銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所 在 地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有(被 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連	(株) ビット	東京		金融	(所有)	役員の	固定資産の売却 (注2・4)	648	-	-
会社	ポ イ ン ト ジャパン	都港区	100	関連 事業	間接49%	兼務等	暗号資産の購入 (注3)	194	自己保 有暗号 資産	120

- (注) 1.BPJについては、2022年7月1日及び2023年3月31日付で、株式会社ビットポイント・ホールディングス(現イプシロン・ホールディングス株式会社。以下「BPH」と言います)が保有するBPJ株式が全部譲渡されたことに伴い、決算日現在、当社の関連会社には該当しなくなっております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を、種類、議決権等の被所有割合及び期末残高は関連当事者でなくなった時点のものを、それぞれ記載しております。
 - 2.BPHが保有・管理していたソフトウェア等をBPJに売却したものであり、譲渡価額は当該資産の現在価値を勘案し、決定しております。
 - 3.BPJが保有する暗号資産について、市場価格により購入したものであります。
 - 4.固定資産の売却取引に関連して、BPHとBPJの間に残存していた債権と債務を精算するために、未収入金754百万円と未払金754百万円の相殺処理を行っております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	141.75円	149.32円
1 株当たり当期純利益	27.32円	8.98円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	27.17円	8.98円

(注) 1.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,267	1,070
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,267	1,070
普通株式の期中平均株式数(株)	119,593,968	119,200,942
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	664,170	36,912
(うち新株予約権(株))	(664,170)	(36,912)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当た り当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		-

2.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2:「小当たり心質性限の弁だ工の全能は、次下の	C07 C07 5 5 7 8	
	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (2024年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	16,826	17,969
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	6	7
(うち新株予約権)(百万円)	(6)	(7)
(うち非支配株主持分)(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	16,819	17,962
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	118,657,800	120,292,800

(重要な後発事象)

(第21回新株予約権の発行)

当社は、2024年4月25日開催の当社取締役会において、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

第21回新株予約権

決議年月日	2024年 4 月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 16 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 18
新株予約権の数(個)	15,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	146 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2025年 2 月14日 至 2029年 5 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 147.53 資本組入額 73.76
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承 認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4

新株予約権の発行決議時(2024年4月25日)における内容を記載しております。

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は146円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(又は併合)の比率

2.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記 の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の 上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者 は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権 を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社又は当社子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める 出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ()本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- ()本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合

EDINET提出書類 株式会社リミックスポイント(E05645) 有価証券報告書

- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社又は当社子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社子会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも250円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも70円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、「組織再編行為等」という。)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

上記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1	100	1.5	-
1年内返済予定長期借入金	-	93	1.2	-
長期借入金	•	422	1.2	2025年 7 月 ~ 2048年12月
合計	1	615	-	-

(注)1.「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金(1年内返済予定長期借入金を除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4 年超 5 年以内
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
長期借入金	73	67	58	52

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	4,303	10,155	14,936	20,487
税金等調整前四半期(当期)純利益	(百万円)	215	831	1,297	1,016
親会社株主に帰属する四半期(当 期)純利益	(百万円)	250	900	1,339	1,070
1 株当たり四半期(当期)純利益	(円)	2.11	7.59	11.27	8.98

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1 株当たり四半期純損失()	(円)	2.11	5.48	3.68	2.24

2 【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

【貝佰刈照衣】		
		(単位:百万円)
	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,484	11,478
売掛金	3,607	3,088
契約資産	454	392
商品	221	247
製品	16	0
原材料及び貯蔵品	69	13
前払費用	35	34
未収法人税等	1,173	1
立替金	2	0
短期貸付金	81	81
営業投資有価証券	355	-
その他	795	288
貸倒引当金	322	176
流動資産合計	12,974	15,450
固定資産		
有形固定資産		
建物	80	82
減価償却累計額	9	14
建物(純額)	71	68
車両運搬具	6	-
減価償却累計額	6	-
車両運搬具(純額)	0	-
工具器具備品	70	77
減価償却累計額	34	48

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
工具器具備品(純額)	35	28
有形固定資産合計	107	96
無形固定資産		
ソフトウエア	83	68
ソフトウエア仮勘定	-	25
無形固定資産合計	83	93
投資その他の資産		
投資有価証券	70	37
関係会社株式	101	131
出資金	0	362
敷金及び保証金	1,389	1,262
固定化債権	2	94
その他	1	0
貸倒引当金	2	94
投資その他の資産合計	1,562	1,794
固定資産合計	1,752	1,985
資産合計	14,727	17,435

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	520	557
未払金	269	135
未払費用	82	137
未払法人税等	-	11
未払消費税等	130	-
預り金	348	90
短期借入金	-	100
先物取引差金勘定	51	-
その他	37	33
流動負債合計	1,440	1,065
固定負債		
繰延税金負債	0	-
固定負債合計	0	-
負債合計	1,440	1,065
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,877	10
資本剰余金		
資本準備金	697	10
その他資本剰余金	2,571	10,652
資本剰余金合計	3,268	10,662
利益剰余金		
利益準備金	-	23
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,090	6,839
利益剰余金合計	4,090	6,862
自己株式	1,956	1,173
株主資本合計	13,280	16,362
新株予約権	6	7
純資産合計	13,287	16,370
負債純資産合計	14,727	17,435

【損益計算書】

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高		<u> </u>
製品売上高	59	36
商品売上高	31,758	20,068
手数料売上高	33	3
その他売上高	11	100
売上高合計	31,863	20,209
売上原価	· ·	·
製品期首棚卸高	90	39
当期製品製造原価	123	75
製品期末棚卸高	39	0
製品売上原価	175	114
商品期首棚卸高	143	121
当期商品仕入高	30,970	16,655
商品期末棚卸高	121	247
商品売上原価	30,992	16,530
他勘定振替高	-	0
売上原価合計	31,167	16,644
売上総利益	696	3,564
販売費及び一般管理費	1 2,609	1 1,824
営業利益又は営業損失()	1,913	1,740
営業外収益		.,
受取利息	2 48	2 1
受取配当金	5,207	2,005
貸倒引当金戻入額	-	10
維収入	2 772	46
営業外収益合計	6,028	2,063
営業外費用		2,000
支払利息		з 52
投資事業組合運用損	0	3
支払手数料	2	-
株式交付費	6	0
新株予約権発行費	1	1
維損失	2	4
会議	14	61
経常利益	4,100	3,742
特別利益	4,100	5,142
固定資産売却益	<u>-</u>	0
新株予約権戻入益		1
特別利益合計		2
特別損失		2
投資有価証券評価損		66
按員行 興証分計 個損 関係会社株式評価損		662
特別損失合計		729
税引前当期純利益	4 400	
	4,100	3,015
法人税、住民税及び事業税	8	7
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	9	3,000
当期純利益	4,090	3,009

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年4月 至 2023年3月3		当事業年度 (自 2023年4月 至 2024年3月3	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		81	65.9	6	60.3
労務費		-	-	-	-
経費	1	42	34.1	4	39.7
当期総製造費用		123	100.0	11	100.0
期首仕掛品棚卸高		-		-	
合計		123		11	
期末仕掛品棚卸高		-		-	
棚卸評価損		-		64	
当期製品製造原価		123		75	

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1.主な内訳は次のとおりであります。		1 . 主な内訳は次のとおりであります。	
業務委託費	6 百万円	業務委託費	- 百万円
支払報酬	2 百万円	支払報酬	0 百万円

(原価計算の方法)

プロジェクト毎の個別実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

						<u>+ш.п/лі)</u>	
		株主資本					
			資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	次士准供合	その他資本剰余金	次士레스스스틱	和光准供合	その他利益剰余金	
		資本準備金	ての他員本剰未並	資本剰余金合計	利益準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,180	7,198	-	7,198	-	4,627	
当期変動額							
新株の発行	697	697		697			
資本準備金からその他 資本剰余金へ振替		7,198	7,198	-			
欠損填補			4,627	4,627		4,627	
自己株式の取得							
当期純利益						4,090	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	697	6,501	2,571	3,929	ı	8,718	
当期末残高	7,877	697	2,571	3,268	-	4,090	

		株主資本				
	利益剰余金			新株予約権	純資産合計	
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	新14 小 1√常31年		
当期首残高	4,627	18	9,733	18	9,752	
当期変動額						
新株の発行			1,395		1,395	
資本準備金からその他 資本剰余金へ振替			-			
欠損填補	4,627		-		-	
自己株式の取得		1,938	1,938		1,938	
当期純利益	4,090		4,090		4,090	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				12	12	
当期変動額合計	8,718	1,938	3,547	12	3,534	
当期末残高	4,090	1,956	13,280	6	13,287	

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
		資本剰余金			利益親	利益剰余金	
	資本金	咨 ★淮供令	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益進供令	その他利益剰余金	
		資本準備金	ての他員本剰未並	貝本剌赤並古計	利益準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,877	697	2,571	3,268	-	4,090	
当期変動額							
新株の発行	0	0		0			
資本金からその他資本 剰余金への振替	7,867		7,867	7,867			
資本準備金からその他 資本剰余金へ振替		687	687				
株式交換による変動			474	474			
剰余金の配当					23	261	
当期純利益						3,009	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	7,867	687	8,081	7,394	23	2,748	
当期末残高	10	10	10,652	10,662	23	6,839	

		株主資本			(±'77 ± 0 ± 1	
	利益剰余金			新株予約権		
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	机化工了系列性	純資産合計	
当期首残高	4,090	1,956	13,280	6	13,287	
当期変動額						
新株の発行			0		0	
資本金からその他資本 剰余金への振替			1		-	
資本準備金からその他 資本剰余金へ振替			-		-	
株式交換による変動		783	308		308	
剰余金の配当	237		237		237	
当期純利益	3,009		3,009		3,009	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				1	1	
当期変動額合計	2,771	783	3,081	1	3,082	
当期末残高	6,862	1,173	16,362	7	16,370	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り 込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

(1)商品

レジリエンス事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によってお

ります。

(2)原材料

レジリエンス事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によってお

ります。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備含む)は定額法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 3~15年

工具器具備品 2~10年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足による収益を認識しております。

・レジリエンス事業

(1)商品・製品販売

主に需要に沿った蓄電池などの省エネ商材及び除菌商材の販売を行うものであり、顧客に商品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2)省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請業務を行うものであり、当該申請を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、補助金等の交付決定があった日の一時点で認識しております。これは、履行義務が行政機関が行っている補助金制度等の申請を行うものでありますが、一定期間にわたり充足される履行義務の要件を満たさないためであります。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1.棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
商品	221百万円	247百万円
製品	16百万円	0百万円
原材料及び貯蔵品	69百万円	13百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	145 百万円	67百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
関係会社株式	101百万円	131百万円
関係会社株式評価損	- 百万円	662百万円

上記の内、ゼロメディカルの金額

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
関係会社株式	- 百万円	30百万円
関係会社株式評価損	- 百万円	662百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式等については、当該関係会社等の財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した時には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。

当社の関係会社であるゼロメディカルについては、市場価格のない関係会社株式等に該当するため、上記の評価方法にしたがって評価を行っております。

当事業年度において、ゼロメディカル株式について、ゼロメディカル社の財政状態が悪化し、同社株式の実質価額に回復可能性が認められないと判断したことから、実質価額まで減額した結果、関係会社株式評価損662百万円を計上しております。

3. エネルギー事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上

連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)2.収益を理解するための基礎となる情報」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

		0,70
	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
立替金	0百万円	0百万円
短期貸付金	81百万円	81百万円
その他(未収入金)	209百万円	34百万円
未払金	- 百万円	5百万円

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度		
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日		
	至 2023年 3 月31日)	至 2024年3月31日)		
給与手当	691百万円	547百万円		
賞与	374百万円	134百万円		
広告宣伝費	181百万円	8百万円		
業務委託費	132百万円	124百万円		
減価償却費	41百万円	49百万円		
貸倒引当金繰入額	156百万円	17百万円		
地代家賃	122百万円	105百万円		
おおよその割合				
販売費	22.1%	13.9%		
一般管理費	77.9%	86.1%		

2. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
受取利息	48百万円	1百万円
雑収入(経営指導料)	290百万円	- 百万円
雑収入(業務委託料)	451百万円	- 百万円

3. 科目に含まれている関係会社に対する営業外費用は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年 3 月31日)	至 2024年3月31日)
支払利息	- 百万円	

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

1.子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額101百万円)は、市場価格のない株式等であるため、記載を省略 しております。

2.その他有価証券

その他の有価証券は、すべて市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

当事業年度(2024年3月31日)

1.子会社株式

子会社株式 (当事業年度の貸借対照表計上額131百万円)は、市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

2.その他有価証券

その他の有価証券は、すべて市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,948百万円	1,618百万円
棚卸資産	67百万円	87百万円
貸倒引当金	99百万円	93百万円
投資有価証券評価損	77百万円	110百万円
関係会社株式評価損	15百万円	246百万円
その他	5百万円	15百万円
繰延税金資産小計	2,213百万円	2,171百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	1,948百万円	1,618百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引 当額	264百万円	553百万円
評価性引当額小計	2,213百万円	2,171百万円
繰延税金資産合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債		
その他	0百万円	- 百万円_
繰延税金負債合計	0百万円	- 百万円
繰延税金資産(負債)純額	0百万円	- 百万円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	34.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	38.9%	22.9%
評価性引当額の増減	6.8%	10.9%
その他	1.7%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.2%	0.2%

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」 に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(第21回新株予約権の発行)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	80	2	-	82	14	5	68
車両運搬具	6	-	6	-	-	0	-
工具器具備品	70	7	-	77	48	14	28
有形固定資産計	157	9	6	160	63	19	96
無形固定資産							
ソフトウェア	124	8	0	132	64	23	68
ソフトウェア仮勘定	-	32	7	25	-	-	25
無形固定資産計	124	41	7	158	64	23	93

(注) 1 . 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定自社利用ソフトウェア32百万円ソフトウェア自社利用ソフトウェア8百万円工具器具備品事務所備品7百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定自社利用ソフトウェア7百万円車両運搬具社用車6百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	324	-	-	53	270

⁽注)貸倒引当金の当期減少額(その他)の主な理由は、洗替えによる戻入額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 (https://www.remixpoint.co.jp/ir/html/denshi.html)
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月28日関東財務局長に提出。

(2)内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第20期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月28日関東財務局長に提出。

(3)四半期報告書及び確認書

第21期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月14日関東財務局長に提出。 第21期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月14日関東財務局長に提出。 第21期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月14日関東財務局長に提出。

(4)臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議事項)の規定に基づく臨時報告書

2023年6月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の発行)の規定に基づく臨時報告書 2023年7月27日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(株式交換の 決定)の規定に基づく臨時報告書

2023年10月26日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5 第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の発行)の規定に基づく臨時報告書 2024年4月25日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書 2024年5月14日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(会計監査人の異動)の規定に基づく臨時報告書 2024年5月24日関東財務局長に提出。

EDINET提出書類 株式会社リミックスポイント(E05645) 有価証券報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年 6 月27日

株式会社リミックスポイント 取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員

公認会計士 若尾 典邦

指定社員 業務執行社員

公認会計士 小原 芳樹

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社の2024 年 3 月31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ゼロメディカルに係るのれんの評価

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

株式会社リミックスポイントの2024 年3月期の連結 損益計算書には598 百万円ののれん償却額が計上されて いる。これは連結財務諸表の注記事項「(重要な会計上 の見積り)2.のれんの評価」に記載したとおり、当連 結会計年度において、株式交換より株式会社ゼロメディ カル(以下「ゼロ社」という。)の取得に関するのれん を一括償却したものである。ゼロ社株式は市場価格のな い子会社株式であり、超過収益力を見込み1株当たり純 資産額よりも高い価額で取得した。

個別財務諸表において、会社は、取得時に認識した超過収益力が期末時点で毀損していると判断し、ゼロ社株式に対する投資について、関係会社株式評価損を計上している。当該評価損の計上に伴い、連結財務諸表において、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正2024 年 3 月22日 会計制度委員会報告第7号)第32 項の規定に基づき、ゼロ社の取得によって生じたのれんを一括償却した。

取得原価までの回復可能性の評価において用いられた ゼロ社の事業計画は、将来の受注件数成長率、売上高成 長率、売上高営業利益率に係る重要な仮定を含んでいる。

ゼロ社ののれんの一括償却に金額的重要性があること、回復可能性の評価に用いられる事業計画に使用された重要な仮定は見積の不確実性が高く、経営者の主観的判断を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、ゼロ社に関するのれんの一括償却を検討 するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- (1) 超過収益力の毀損の評価及び回復可能性の評価を含む 市場価格のない子会社株式の評価に係る会社の内部統制 の整備及び運用状況を評価した。
- (2) ゼロ社の事業計画の合理性の検討
- ・超過収益力の毀損が認められるかどうかを評価するにあたり、株式の取得時点の事業計画と当事業年度末までの実績と比較し、差異の発生原因について検討した。
- ・上記の検討結果や、主要な仮定の適切性についての評価 結果等を踏まえて、一定の不確実性を織り込んだ場合の 事業計画の独自の見積を行った。
- ・取締役会、役員連絡会等の各議事録を閲覧し、会社内外経営環境の変化、ゼロ社事業に関する重要な意思決定等、翌連結会計年度以降の事業計画に反映すべき重要情報の有無を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、 その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において 一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続 を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適 切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した 事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止 されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上 回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが2024 年 3 月31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び 適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

株式会社リミックスポイント 取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの2024 年 3 月31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式(ゼロメディカル)の評価

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

株式会社リミックスポイントの2024 年3月期の損益計算書には662 百万円の関係会社株式評価損が計上されている。これは財務諸表の注記事項「(重要な会計上の見積り)2.関係会社株式の評価」に記載したとおり、当事業年度において、連結子会社である株式会社ゼロメディカル(以下「ゼロ社」という)の株式を減損処理したものである。また、ゼロ社の株式は当事業年度末において、貸借対照表の関係会社株式131 百万円に含まれており、その帳簿価額は30 百万円である。

関係会社株式は、全て市場価格のない株式であり、1 株当たり純資産額を基礎として算定した実質価額が取得 原価に比べて50%以上に低下した場合には、概ね5年以 内に取得原価への回復可能性が事業計画等の十分によっ て裏付けられる場合を除き、減損処理を行っている。

会社は、ゼロ社が有する超過収益力を反映して株式の取得価額を決定したことから、取得時点において、1株当たりの取得価額は、同社の1株当たり純資産額を基礎とした金額と比べて相当程度高い金額となっていた。

当事業年度において、ゼロ社の株式の実質価額の回復可能性を検討した結果、概ね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないと判断した。その結果、同社株式について関係会社株式評価損662 百万円を計上している。

ゼロ社株式の実質価額の回復可能性は、将来の事業計画を基礎として見積りを行っており、当該見積りにおける重要な仮定である受注件数成長率、売上高成長率及び売上高営業利益率は経営者の主観的な判断に影響を受けるとともに、その達成には不確実性を伴う。

ゼロ社株式の評価損及び残存する帳簿価額に金額的重要性があること、回復可能性の評価に用いられる事業計画に使用された重要な仮定は見積の不確実性が高く、経営者の主観的判断を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

連結財務諸表監査報告書において、「株式会社ゼロメディカルに係る期末ののれんの評価」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。

当該記載内容は、個別財務諸表における監査上の対応 と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に 関する具体的な記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、 その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要 な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。